

第百四十五回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十二号

平成十一年四月二十日(火曜日)
午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

委員 谷 洋一君

委員 宮路 和明君

委員 古賀 一成君

委員 榊原 敬信君

委員 小島 敏男君

委員 滝 実君

委員 平沢 勝榮君

委員 藤本 孝雄君

委員 宮島 大興君

委員 保岡 興治君

委員 桑原 豊君

委員 細川 律夫君

委員 白保 台一君

委員 西村 章三君

委員 春名 真章君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 毅君

出席府政委員

大蔵大臣官房審議官 福田 進君

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

社会保険庁次長 宮島 彰君

自治政務次官 田野瀬良太郎君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官

委員外の出席者

法務省民事局第二課長 大鷹 一郎君

地方行政委員会 藤沼 朗寿君
専門員

委員の異動

四月二十日

許任

中野 正志君

桑原 豊君

同日

許任

新藤 義孝君

河村たかし君

補欠選任

新藤 義孝君

河村たかし君

補欠選任

中野 正志君

桑原 豊君

四月十六日

地方財政への介入反対に関する請願(古堅実吉君紹介)(第二六九三号)

地方財政の早期健全化に関する請願(桜井新君紹介)(第二七三五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十二回国会法第七九号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。滝実君。

○滝委員 自由民主党の滝実でございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法案の当委員会における最初の質疑に当たりまして、質問させていただきます。

ていただきますのを大変光栄に存しております。

実は、平成八年の選挙の際に当選して間もない十二月五日に、当地方行政委員会が質問をさせていただきまして、その際に取り上げさせていただきまして、この住民基本台帳のネットワーク化の問題でございまして、このシステムを導入すべきである、そしてその必要性和留意点という観点から質問をさせていただきまして、以来、日がたちまして、本日で八百六十六日目でございます。そして、そういう因縁のある法案に質問させていただきまして、本日に光栄に存するわけでございます。

実は、その際に、平成八年の十二月五日に、同じく富田議員もこの点についての質疑をされておりますので、そういう意味では、当地方行政委員会はそれ以来いろいろな角度からこの問題を折に触れて取り上げてきているわけでございます。特に、平成九年の六月には、同じ富田議員からの御提案がございまして、政府としていきなり法案の形で国会に提出するのではなく、試案の形で世に問うていただきたい、そして、それを十分時間をかけて議論をし、試案をもとに政府案を改めて国会に出す、そういうような手順を踏んでいただきたい、こういうような趣旨の御提案もございました。

そういうような経緯をたどって、昨年の二月に、この問題は改めて政府の案として各党に正式な改正案として提示をされ、それに基づいて各党それぞれに御議論があったわけでございますし、我が自由民主党も昨年の二月中旬から下旬にかけて前後五回にわたって慎重審議をし、その結果をもって政府案として固めていただいた、こういうような経緯をたどっているわけでございます。

そういうことを前置きといたしまして、余り長くやりますと時間がなくなりますので、この辺で前置きはさせていただきます、そういうような慎重な手続の上にこの法案ができてきたということが前提でございますけれども、早速基本的なことから私は質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

まず、事務局からお答えいただいて結構なんでしょうけれども、この住民基本台帳法はそもそも昭和四十二年でございますが、制度としてでき上がる前は、住民登録制度というのがあったわけでございます。戸籍とは別に住民登録制度というのがあったわけでございますけれども、これが四十二年に住民基本台帳という形で改めて現在のようないろんな形になっていまして、認識を深めていくためにお尋ねをしたいと思いますけれども、従来の住民登録制度がなぜ住民基本台帳制度に切りかわっていったか、その辺のところの基本的な、現行制度のねらいと申しますか、そういうものからひとつ明らかにしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木(中)政府委員 住民基本台帳制度が昭和四十二年に成立する前は、今お話がございましたように住民登録制度がございまして、この制度のもとでは、市町村における住民届け出に関する制度あるいはその住民たる地位を記録する各種台帳に定める制度、それはそれぞれ各種行政ごとに別個に定められたので、重複しあつて不便であるばかりでなく、市町村の事務処理の合理化、効率化の点からも問題が多くて改善すべきことが多いところでございます。

こういった状況を踏まえまして、政府において住民基本台帳制度合理化調査会を設置いたしました、合理化の基本方針及び要綱について諮問し、

同調査会で二年間の御審議をいただきまして、答申の趣旨に基づきまして新しい住民基本台帳制度に切りかえたわけでございます。

具体的な目的でございますが、第一点は、住民の住所の変更等に関する届け出を統合いたしました簡素化すること、窓口業務の改善を図る、国民健康保険あるいは国民年金とか、当時食糧配給関係もございましたが、そういうものの届け出の統合、簡素化ということでございます。

二つ目は、住民に関する各種の台帳を統合いたしまして、住民基本台帳を設けて住民に関する正確で統一的な記録を整備すること。

三つ目は、住民基本台帳に基づいて住民の居住関係の公証、さらに選挙人名簿の登録など、その他住民に関する事務処理の基礎とするような制度というものを整備した。

この制度の実施によりまして、住民の利便を増進する、あるいは国及び地方の全体の行政の合理化、効率化を図るということとした次第でございます。

○委員 そうですと、基本的にはとにかく住民に関する事務はできるだけ住民基本台帳を基礎にして一元的に処理する、こういうようなねらいを持ってこの制度が発足した、従来の制度はその辺が不十分だった、こういうことだろうと思うのでございます。

そこで、具体的なことについて一つ二つ、例を挙げて、きょうはせっかく関係省庁に来ていただいておりますので、少し意見をというか確認をさせていただきながら質問させていただきたいと思っております。

まず第一に、一番基本になります戸籍との関係でございますけれども、これは人間だれしも一度は到着する死亡届の問題がございます。死亡届は、戸籍法に基づいて、診断書を添えて役場に持っていくんですね。死亡届を持っていきました、そこで役場が何をするかというと、今度は、その役場の所在地でもって埋葬するあるいは火葬するということになりますと、そこでもって埋葬許可

と火葬場の使用許可といえますか火葬許可、この二つを同時にやるわけでございます。

住所も死亡届も届け出地もそれから本籍地も、全部一括の地域でございまして事務は大変たやすいのでございます。その役場の窓口だけで事が処理できますから、それほど時間がかからない。時間はいくらでもございましてすけれども、しかし、これも単純にいかないのです。国民年金、国民健康保険、老齢医療年金といえますか老人の医療費とか、そういったいろいろな各種の付随することがございまして、死亡届を出して埋葬許可あるいは火葬許可をもらう間に、普通は国民年金とか国民健康保険の窓口へ駆けつけて、そこの手続もするわけです。

したがって、本籍地も住所も全部一括の場合でも、この死亡届を出して全部書類をもらうのに大体三十分はかかります。

ところが、死亡地、死亡届けをする場所と、住所、本籍地がみんな違う、戸籍法では死亡地でもって死亡届けができることになっている、ですから必ずしも住所地じゃございせんので、住所があるのは本籍地が全部違うということになりますと、これはかなり時間がかかると思うんです。それで、あらかじめ法務省の方に、一遍どのぐらいかかるか、法務省でつかんだところを教えてください、こう言ってお願ひしておきましたので、ひとつ法務省の方から、その辺がわかったら教えていただきたいと思うんです。

○大蔵説明員 それでは、死亡届について御説明いたします。

死亡の事実が戸籍に記載されますが、これは原則として死亡届に基づいてされております。死亡届は、死亡の時分、死亡の場所等、所要の事項を記載した届け書に医師が作成した死亡診断書または死体検案書を添付して、議員が説明していただきますように、本人の死亡地、本籍地、または届け出人の所在地の市町村の窓口へ提出して行きます。市町村においては、夜間や休日の執務時間外であっても届け出を受け付ける取り扱いがされ

ており、適法な届け出があった場合にはこれを速やかに受理しているものと承知しております。

以上でございます。

○委員 建前はそうなんでございます。

実は、これをなぜ私が申し上げるのかといいますが、普通は、この死亡届は大体が葬儀社の方々にサービスでもって事務を代行してもらっているんです。これはだれでもいいことになっているんです。届け出人は、本当はいかぬのですけれども、本当は親族なんですから、実際問題としては葬儀社の方が代行してやっていますから、一般には痛痒を感じていないんです。忙しい、ばたばたしていますから、葬儀社がなれたところでやってくれるわけです。

ところが、実は私、自分でこれをいかなるものかということをやりました、それで、先ほど申しましたように全部一括の役場へ行きますと大体三十分、これが住所、本籍地が全部ばらばらというところになりますと最低が一時間、間が悪いと二時間ぐらいいかかると。役場で待つてなきやいかぬ。

なぜかという、死亡地の届け出をする場所まで扱ってくださるけれども、役場では住所地の市町村役場、そして本籍地の市町村役場に一々電話で確認をします、現在は、それを電話ではさらに間違いが出てきますから、当然文字のことですからファクスでやりとりをいたします。たまたま相手先の担当職員の手が空いていなければスムーズにいってくださいますけれども、普通は、そんな待つていくわけじゃありませんから、これは最低一時間、運が悪いと二時間ぐらいい、役場でもって待つてなきやいかぬのです。大体届け出をするのは親族ですから、親族が自分でやりますと、この忙しいときに一時間ないし二時間待つていというのはこれは大変なことなんです。

したがって、そういう意味でもう少し身近なところで、今の建前はそうなんでございますけれども、これをもう少しネットワーク化に乗せていけば、要するに確認事務ですからね、住所登録、本

籍地の登録の確認事務だけでもそのぐらいいかかるわけですから、これをネットワーク化すれば、それだけで物すごく事務の合理化になっていくという、利用者が非常に簡便にいくという問題があるわけです。

これは、先ほど申しましたように、大体葬儀社が代行していますから、一般の方々が直接被害を受けることはなと思うんですが、現実問題としてはだれがやってもそれぐらいいかかる、そういう問題をやらんでおります。今回の法案の中にはそういうところがどうも出ていないようでございますけれども、これは今後の問題として法務省でもお考えをいただきたいと思っております。きょうは大蔵第二課長さんにおいでいただいておりますので、ひとつ宿題として持ち帰っていただいで、今後の問題としてお願いを申し上げます。

それから、二番目の問題として年金の問題を。実は私は、平成八年の十二月五日の当委員会最初に申し上げたときに、年金の問題を例に挙げました。

現在、老齢年金とかいろいろ年金をもらっている方は、年に一遍、現況届けをするということになっております。これは何かというと、まだ生きていられることを証明する手続と言われているわけでございますけれども、年金の本部の方から往復はがき等が参りまして、そのはがきを持って市町村役場へ行って、確かに住民登録がなされているという判こをもらってもう一遍送り返す、こういうことをやってきたわけでございます。

ところが、手足が動く方はいいんですけれども、寝たきり老人であるとか、あるいはその介護をする人の手間が足りないとかというようになりまして、そういう市町村役場へ持つていく手間だけでも大変だということで、この現況届は大変評判が悪い。そこで、昨年度に自治省がこの住民基本台帳法の一部改正を出した後から、各種の年金が一斉にこの現況届の一部停止をやり始めました。現在どうなっているかといいますが、それぞれ

いろいろな年金がありますから、ばらばらなでございませうけれども、大方のところは、とにかく従来どおり年金現況届の文書を送っていただきます。送ってきまして、それに所要の事項を記入して捺印してもう一遍ポストに入れてくれというものが大体のやり方でございます。これはあくまでも暫定的ということになっていまして、暫定的という条件は、今とては、一々市町村役場へ行かなくても、判こだけ押してもう一遍郵便ポストへ入れればいい、こういうような簡易方式に昨年から切りかわっているわけでございます。

しかし、こういう制度がいつまでも続くわけじゃないと思うんですね。やはりいつ死んだかというところだけは、年金でございませうから、明らかにしておかなきゃいかぬ、そういう問題があるわけでございます。

そこで、今回の法律を見ますと、この年金に関連する部分として、例えば恩給年金でありますとか戦傷病者の年金でありますとか、あるいは国会議員、地方議員あるいは地方公務員、私学共済あるいは農業団体共済、こういうある意味では公的な年金の一部は今回の住民基本台帳法のネットワークの中に入ってくるということが、この条文からどうもうかがわれるようでございます。はっきりと書いてありますから、文字で書いてありますからわかりませんけれども、恐らくそういう趣旨でこの法案が成り立っているというところが、別表を見ますと推定できます。

ところが、その他の一般的な厚生年金でありますとか国民年金、そういうものは今回のこのネットワークから外れていると思うんです。どうも条文上はつきりしませんから、ですから、私は、こういうところをやはり最初にあきらめずとしてみよう必要があるんじゃないかなと。今回はこれは間に合わなくても、暫定的に昨年より少し改良しましたから、大分従来よりは進んだことになったと思うんでございませうけれども、今後問題として、こういった問題をやはりこのネットワークをつくる段階できちんとした方がいいと思ふんです。

平成八年の十二月の段階で、私は、ある新聞記事を紹介いたしまして、年金受給者からクレームがついたと新聞掲載がありました。それに対して、厚生省が住民ネットワークができたらしいという問題は解消するんだ、こういうようなことを新聞紙上で回答を寄せているというところを紹介させていただきます。これは、今とては、一々市町村役場へ行かなくても、判こだけ押してもう一遍郵便ポストへ入れればいい、こういうような簡易方式に昨年から切りかわっているわけでございます。

○富島政府委員 お答えいたします。現況届は、今お話しございましたように、年一回、年金受給者から提出いたしておりますが、その中身といたしましては、今お話しございました生存確認のための情報と、それ以外にもいわゆる就労の状況もいたしております。これは老齢年金受給者が再び就職等で働き始めますと被保険者になりますので、そのときは一定所得以上ありますと年金を支給停止しますので、そういう意味では就労の状況もいたしております。

それから、今度のは、加給年金の対象者を把握するというところで、扶養家族の状況もいたしております。それから、障害年金の受給者については障害の程度の状況ということで、受給者のさまざまな情報をこの現況届を通じていたしまして、年金の支給の適正化を図っているということでございます。

この中で、今お話しございました生存に関する市町村長の証明につきましては、高齢者の方々あるいは市町村側にとっても大変事務負担が大きいというところで、平成十年一月からこれを廃止して、受給者本人の自署による申し立てという形に変えておるところでございます。

この生存にかかわる市町村長の証明の廃止に伴いまして、いわゆる死亡届の届け出漏れというものの対しては、現在補完的に、戸籍法に基づく死亡届をもとにした厚生省の人口動態統計がございまして、この死亡情報を活用して現況調査を行うことによつて、いわゆる届け出漏れを把握するという形をとっているところでございます。

ただ、現況届自体は、今申しましたように生存確認以外に就労なり家族の状況も情報としていただいておりますので、これについては引き続き必要かというふうに思いますが、今お話しございました受給者の死亡情報、これにつきましては、住民基本台帳情報の活用が効率的であるという点も考えられますので、今後、住民基本台帳ネットワークシステムの利用について、自治省とも相談しながら検討していきたいというふうに思っております。

○通委員 全般的なあり方については今後の検討、こういうことのようにございませう。少なくとも今の状況は、指定統計の人口動態調査の個別票を使うなんというものは、一々それは告示はしていただきますけれども、本来の統計上のものを横から使うというのはいかぬかなという感じがする。一々告示はしてきかぬと法的な手続はとっていただきますけれども、私はそれは問題があるように思っていますので、この辺のところはネットワークの段階できちんとしてもらいたい、こういうふうに思います。

それから、厚生省の生活衛生局長さん、せっかく来ていただいたので、先ほどのことを法務省と同じようにひとつ宿題として、その辺のところも含めて、埋葬許可、火葬許可は厚生省の所管でございませうので、よろしくお願いを申し上げます。どうぞ、もう結構でございますので、ありがとうございます。

それから、年金について、これは事務の合理化というところも含めて質問をさせていただきたいと思うのでございませう。六十歳なり六十五歳になって老齢年金をもらうときになりますと、まず年金の申請をしなければいかぬ。申請をするに先立ってまず必要なことは何かというところ、社会保険庁に対して年金加入期間の確認通知書をもらうというのをやらなければならない。国家公務員の共済年金を受けるので

金の場合、受給申請から支給の決定、いわゆる裁定という決定でございすけれども、そこまでおおむね一カ月程度かかっております。それから、その支給決定から実際の年金の支払までの期間でございすけれども、年金の支払月が基本的には月一回の処理ということになっておりますので、その決定時期によりまして一カ月ないし二カ月という事務処理の実態になっているところでございす。

この事務処理に時間を要するという主な原因は、実は、制度別の記録管理が従来別々になっておりましたために、受給処理申請が来ますと、そういう制度別の記録をつなぎ合わせていくという点に大変時間を要しているというのが現在の状況でございす。

これにつきましては、九月一日から基礎年金番号をスタートさせまして、それに基づきましていろいろ制度別の記録を一つにつなぎ合わせていくという、いわゆる過去記録を現在整備しているところと、これはまだ整備中でございすけれども、これが一応整備されれば、こういった裁定の事務処理の期間も相当短縮されていくのではないかと、このように思っているところでございす。

ただいまお話のございました住民基本台帳ネットワークの利用によって、この年金の裁定や支払いの期間の短縮ということには直にはつながらないと思ひますけれども、年金業務全体の効率化を図っていくという観点からは、この住民基本台帳ネットワークの利用について効果的な面もあるというふうに思ひますので、今後ともそういう点を検討してまいりたいというふうに思ひます。

○通委員 時間は、要するに今までの各年金の実施主体がばらばらでございすから、当然一々さかのぼって確認をするのに時間がかかる。それから流動化社会ですから、人もあつちの年金団体に出入りしたりこちの年金の勤務期間があるとかいろいろなことがありすから、かなり手間取るこ

とは間違いないと思うのでございすけれども、それにしても時間がかかり過ぎるわけでございす。

これは、今、割と簡単にいくようなことをおっしゃってましたけれども、実際問題として私が自分でやったところでは、私の手元に振り込まれるまでに七カ月かかっておるのでございす。もつとも、そのうち一カ月はせつかく来た通知書を欄上げにしておいたとかそういうようなことで、こちら側の事務処理がスムーズにいかなかったという問題もあるのですけれども、いずれにいたしましても、実際には物すごい時間がかかっているというところに相なるわけでございまして、この辺のところは、行政局長さんは年金の専門家でございますから、一遍行政局長さんからもちよつとこの辺について、何か意見があつたらお聞かせ

いただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳ネットワークシステムを構築していく場合に、今回の法律案にも盛り込んでおりますが、行政機関での御利用ということで、特に継続的な給付の分野というのは適用対象としては非常に適切なものであると考えております。

各年金制度、それぞれの制度がございすけれども、基礎年金番号制度の導入にも見られますように、それぞれ制度が連携しながら、年金受給者のための相談あるいは給付の円滑化ということに努力しているところでございすので、このネットワークシステムの利用ということがいろいろな分野で御検討いただければと思ひます。

先ほどお話がございましたように、思ひあるいは共済関係については、今回の法案に盛り込んであるところでございす。

○通委員 この辺のところは、自治省におかれましては社会保険庁におかれまして、要するに事務の合理化という観点も含めて積極的な取り組みを今後続けていただきたい、こういうふうに思ひます。

かというようなことについて、一つ二つ今までの例を挙げてお尋ねをしてみました。

次に、このネットワークそのものについていろいろな心配が寄せられておるわけですね。一つは、国会が本来監視する機能を持つておるわけでございすけれども、ネットワークをつくることと国民監視が強化されるのじゃなからうか、国民監視の道を開くという御意見がございす。

そういう中で、今回のこのネットワークは、指定情報処理機関という一つのセンターを、国と地方団体とかというのじゃなくて、別法人で一つの機関をつくつて、そこにセンタリ的な機能をゆだねる、こういうようなことになっているわけでございますけれども、こういった機関が国民監視の道を開くようなことには当然ならないと思ひますので、ございすけれども、そういう心配に対して、こういうセンターをどういう格好で仕組んでいくのか、その辺について伺いたいと思ひます。

○野田(毅)国務大臣 御指摘のとおり、この住民基本台帳ネットワークシステムにおきましては、全国センターを、都道府県知事から本人確認情報処理事務の委任を受ける指定情報処理機関が運営、管理するというようにしてございまして、国がこのネットワークシステムに係る具体的な事務執行には関与しないという仕組みになっておるわけでありす。そういう点で、国が一元的、一括管理してすべての情報を掌握してやつていくという、その種のものは全然質が違ふというところをまず申し上げておきたいと思ひます。

また、指定情報処理機関が保有する情報というのは、氏名、住所、性別、生年月日、この基本的な四情報と住民票コード及び付随情報から成る本人確認情報に法律上限定をいたしてございまして、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することができない、そういう仕組みにいたしておるわけでありす。さらに、指定情報処理機関について、本人確認情報の目的外利用を禁止いたしてございす。したがって、個別の目的を超えたデータ

マッチングによってさまざまな個人情報を一元的に収集管理するということが不可能であるという仕組みにいたしておるわけでございす。

このような指定情報処理機関のあり方からいたしましても、このネットワークシステムが国民監視システムへの道を開くんだという指摘は当たらないというふうに認識をいたしてございす。

○通委員 そのところがやはり一番大事なところだろうと思ひます。

今、いろいろな批判のある中で一番大切なところについて自治大臣から明確な御答弁をいただきましたけれども、ぜひそこら辺のところ、基準がぐらつくことのないように、ひとつ運用よろしきを得ていただきますようにお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つの心配は、個人情報の保護の問題がもともとやましく言われてきたわけでございす。最初はOECDの基準に照らしてどうだろうかという議論もございましたが、今やEUの基準にそれが変わつてきておるわけでございすけれども、EUの個人データの保護指令についてどうなのかとか、大変議論が細くなつてきていると思ひます。

そういう意味では、この問題が取り上げられてから特にこの五、六年は個人情報の保護の問題が大変精緻になってきた、しかもそれが、ある意味では一つの世界的な流れの中での議論として取り上げられてきている、こういうようなことが言われてきていると思ひます。自治省の今度のものにつきましては、そういう世界的な流れについての議論を踏まえてどういうようなことを仕組んできたのか、その辺のところをひとつ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 御指摘のように、このシステムの導入に当たりましては、個人情報の保護ということが最重要課題の一つと考えまして取り組んでございす。

住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会の御議論におきましても、諸外国の事

この点は私も全く同感でありまして、これはそれぞれのミクロの企業レベルにおいても、あるいは、場合によっては学校における子供のころからのそういうような教育の内容そのものにおいても

大事である。シンガポールなんかは日本よりもはるかに小さいところから学校教育の中で徹底してそれをやっているわけで、そもそも民族の繁栄というのには進取の気性ということが非常に大事なことであって、このフロンティアの部分でどう育成していくかということが一つの大きなポイントだと思います。

それから、自治省において、情報化に向けてどのような取り組みを行ってきたか、あるいはまた、おろのかというようなことでございました。

この点につきましては、地方公共団体における情報化というのは、地域住民の福祉の向上や、あるいは地域の活性化を図るとともに、新しい行政ニーズへの対応あるいは行政事務の一層の高度化、効率化を図るということを可能にするものでありまして、セキュリティ対策や個人情報保護に十分留意しつつ積極的に推進をしていかなければならないというふうに考えております。

そこで、このために、自治省では、地方公共団体に對して、既に地域の情報化の推進に関する指針及び行政の情報化の推進に関する指針というものを示したとしておりまして、各地方公共団体における情報化を積極的かつ戦略的に推進するように要請をいたしております。同時に、地方債及び地方交付税による財政措置により支援をいたしておるところでございます。

○新藤委員 ありがとうございます。

それで、とにかくこれを進めていく、どんどん進めていくべきだと私は思っておるわけなのですが、しかし、そのときにやはり留意しなければいけないのは、盛んに新聞等でも言われておりますが、やはり国家の一元管理、権力の乱用が行われるのか、こういう危険があるという声と、それから、そもそも個人情報保護されるのか、こういう部分が今回の改正の一番の課題になるのではないかな、こういうふうに思うのです。

そして、ただ、私の考えですけれども、今回の住基台帳ネットワークができることによって、個人情報保護が漏れるなり、勝手に使われる、流用され

るおそれが増す、こういう心配があることについては、私は、逆じゃないかな、こういうふうには思っているのですよ。というのは、結局今回のネットワークをやるといことは、これはもう最先端のセキュリティ技術、それから暗号技術、こういうものを徹底的に工夫する、それからまた、実際に運用上においても随分の工夫が、やり過ぎかなというくらいに私は思うのですが、工夫が入ってきている、こういうふうには思っております。

現状で、むしろ個人情報保護法というものは、これは今国家行政機関の情報だけではその保護法によって制約がありますが、民間情報それから地方公務員に關しては、その情報を守りなさいという法律すらないという今の現状の中で、社員名簿とかそれから顧客リストの流出とか売買なんというものはむしろどんどん横行してしまっているわけなのです。

だから、私は、今回この住基台帳のシステムをきちっとするところで、まずシステム設計、セキュリティを徹底的なものにする、それから職員との教育と罰則、こういう法令に基づく制約をかけていく。しかもこれに加えて、例えば住基台帳のデータを個人で、ICカードを持ってもらう、こういうことになったとすると、このICカードというのは極めて偽造だとか不正使用ができない、今のところ一番難しい、要するに今セキュリティレベルが一番高いわけですね。

紙なんというものは、だれか持っていっちゃえば済むわけなんです、自分の複雑な番号をもってしては、他人様がそれを知ることとはできないんですよ。そうすると、例えばこのICカードをしつかりと運用していくと、むしろ今までデータがとれたはずのものがとれなくなってしまう、そういうふうには考えたかどうかというふうに思っているのです。

それで、今回、本法改正におけるネットワークのシステム、それからルール、こういうものがどのように検討されているのか、工夫されているのか、

か、ちょっとさわりで結構です、時間がだんだんなくなってきましたので。

国の一元管理の問題は、先ほど滝先生が御質問されました。私も御答弁に納得しております。国がやるのではなくて、国がいわゆる公益法人をつくって、その中で委託、県と市がやるんだよ、こういうことでございますから、納得しております。

○鈴木(正)政府委員 この住基基本台帳のネットワークシステムにつきましては、特に個人情報保護面での配慮措置ということでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には国際基準を踏まえまして、法律上、技術上、十分な保護措置を講じるという考え方で構築をしております。

例えば、制度面での保護措置といたしまして、本人確認情報の提供先、あるいは利用目的については、法律で明らかにして規定するということといたしております。また、本人確認情報を取り扱う関係者、市町村、県、全国センター、あるいはその電算処理を委託される機関等に対しまして安全確保措置、これを義務づけております。また、従事する職員の秘密保持の義務づけも行っております。

また、本人確認情報の目的外利用の禁止ということと法律上明らかにしております。民間部門での住民票コードの利用も禁止しております。そういうことで、公的部門での利用ということにいたしておるところでございます。

システム面の保護といたしましては、これまでの全国的なシステムというものの実績の上に立って、それにまさるとも劣らない内容のセキュリティ一面の配慮措置を講ずることといたしていただいております。

○新藤委員 このICカードは、別に持ちたくない人は持たなくてもいいということになっているわけなんです、そのメリットを感じる人がお持ちになるということでございまして、別に全員に持たされるということでもないんですから、問

題ないんじゃないかと思うんです。ただ、きょうは御答弁はいただきませんが、むしろ個人情報保護法というものをしっかりと包括的なものにしていく、これは絶対やらなきゃいけないと思います。むしろ、国だけに任せ外しているのかというのが私不思議なんです、これはやらなければだめだというふうに思っております。

それから、次のポイントとして、今回の課題としては、個人情報の保護と国の一元管理を、権力の乱用を排すということだとすると、逆に今度は、今回の法改正のポイントとしては、とにかく全国人口の九九％がコンピュータ処理されているこの住基台帳を自治体間でネットワーク化させること、これによる物すごい行政事務の効率化が行われるということだと私は思っております。

要するに、今までは自分の住んでいるところであれればとれなかった住民票が、勤務先のどこでもとれるし、それから転入転出の際には一回で済んだ、こういうようなことでございます。

それで、これに加えて、ほかの行政機関がこの住基台帳にアクセスすることができるようになれば、これは住民票をとるだけじゃなくて何かほかの、その個人が例えば雇用保険だとか労災給付、それから恩給、共済年金支給、建築士免許、宅建資格、こういうものを登録するときの申請に、一々住民票をとりに行かなきゃならなかった。それが今回は、役所同士で連携をとってくれば、個人としては自分本人なんですと申請すればそれでいい、こういうことになる。非常に便利になるんじゃないかなというふうに思っています。

これはかなり工夫をして、さっきのお話ではたしか十六省庁九十二事務ございましたね、こういう話ですから、便利になるということで、答弁してもらおうと思ったんですけれども、時間がもったいないですから、それはもう結構なんです。

それで、私、これに加えて本日は考えていたいただきたいのは、今回民間利用を禁止しております。言いかえれば、個人が行政のデータに直接アクセ

スすることはできない。民間の商行為ではなくて、一市民が私はアクセスしたいんだといって、アクセスできないことになっているわけなんです。そこが実は大変なポイントになってくると私は思うんです。

今回、状況として踏み込めないというよりも、考えていないということなのかもしないんです。二十一世紀型の高度情報化社会というのは、一々自分が足を運ばなくても、自分のコンピュータで、または自分の認証されたICカードでいろいろなコンピュータのネットワークにアクセスできることで、初めて飛躍的な高度情報化社会が訪れる、こういうふうに思っているんです。

例えばどんなことができるかといえば、自分のうちのパソコン、もしくはカードを持って駅のキオスク、売店とか、それからコンビニエンスストアなんかにもそういう端末があったとします。そこで住民票をとりたいんだと、そうするとそれじゃうんどうすよ、とれることになるんです。それから、介護保険の手続とか、そんな検索なんかも自分でできるようにしますし、いよいよ始まりますけれども、高速道路で、有料道路のところにITSというのですか、自動料金算定装置、これも、自分のカードを出せば全部それでもって決済できるようになるわけなんです。

だから、結局、今日の日本の情報化が進まない最大の理由は、さっき一番最初に申し上げました、使える情報処理ができないんだ、役に立つものがないんだ、少ないんだという話をしましたけれども、この部分だと思えます。

それで、アメリカはパソコンが家庭において半分以上普及しております。日本はまだ二割行っておりません。この最大の原因は何かと調べました。そうしたら、アメリカは総合課税制度になっておりまして、源泉徴収もありますけれども、個人が申告するんですね。その申告ソフトが、物すごく使いやすいソフトが普及しております。だから、みんな税金の申告をするためにパソコンを買ったんですよ。それから、アメリカの大学生は

宿題はEメールで出るんです。ですから、大学に行って、パソコンができない者は宿題を出せないんです。だから、それを子供のころからさわらせて教育させる。自分と一対一でやっているんですよ。

だから、ちょっと住基台帳から離れちゃっているように聞こえるんですけども、結局、そういうすべてのネットワークを、この九九%がコンピュータで処理されている日本最大のネットワークを使って、それを民間利用と個人利用をさせることでこの情報化というのは物すごく普及する、こういうことになってくる。

それで、例えば教育問題、教育現場にパソコンを入れるというので、日本の方針ですと、平成十二年度までにすべての学校に、それで十五年までにすべての小学校に、十三年までに中高ですね。これはすごいなと思うんですけども、アメリカは二〇〇一年までにすべての教室、学校ではなくて、そして十二歳以上のすべての生徒なんです。日本は学校ですね。片や世界の国は、教室、もしくは十二歳以上になったら一人一人に持たせるという、この差なんです。この差が恐ろしいんです、とんだ。

だから、そういう意味で、私は、今回の法改正に盛り込めという気持ちはありません。ただ、今回あえて民間利用を禁止した、セキュリティだとか権力の乱用だ、そういう不安のもとに禁止した部分、将来のことを、取り組み、お考えを聞かせていただきたいのです、どんなふうに考えるか。

○鈴木(正)政府委員 率直に申し上げまして、現在、この新しいシステムの法律を通していただきまして構築するというところに精力を注いでおりますので、今お話しのように、現在考えている内容は、民間については利用を規制するという考え方でございます。

将来のあり方でございますけれども、お話し、民間の商業部門で使うということではなくて住民の方がアクセスするという問題でございます。

が、行政分野で申し上げますと、行政のいわば申請とか届け出等の行政手続面でオンライン化を進める、その場合に、認証のシステムとしてこの新しいシステムが使えないかどうかということだろうと思います。

お話しのように、市町村の区域、県の区域を超えた全国的な本人確認のシステムでございますから、そういうものを認証システムとして利用可能性があるのかないのかというところは、この制度が動きまして、あわせて、そういうことも検討課題として考えていかなければならないだろう、こういうふうに考えております。

○新藤委員 現状では、今のところ、この法律をまず始めることから、このように思っております。ただ、私もそれは重々承知をしております。ただ、大臣、これは自治省の仕事ではなくて国家全体の情報化を進める上で多分極めて大きなポイントになってくるはずなのでございまして、これはぜひ頭にお含みおきいただいて、そして将来に向かって検討していただきたい、このように要望をしておきます。

それからもう一つ、先ほどからどうしてもネットワークというよりもICカードの話が多くなつてしまふのですが、この住基台帳ネットワークに伴ってICカードを入れることで、もう一つ別の利用可能性が広がります。これは要するに、この住基台帳ネットワークに入っていることによって個人認証がしつかりできるということによって、ほかの仕事に使えらるわけなんです。

要するに、本人が自治体から発行されたカードを本人と認めてもらいたい相手に渡して、そして自分が本人であることが間違いないと認証されれば、住民票要らないよ、こういう話ですね。パスポートだとか免許証だとか、いろいろあります。少なくとも紙なんかより全然安心なわけですよ。だから、こういうことで非常に私は有効だなというふうに思っております。ましてや図書館で本を借りるときだとか、それから、この間ちょっと実

験をやりましたが、電子投票ですね、こういうものをやる上でも、これはぜひ本格的な導入を実施すべきだ、こういうふうに私は思っているのです。

ただ、諸外国でいろいろも行われています。日本はこの件に関しては後進国なんです。お隣の韓国で、何かこのICカードの取り組みでこれまでの方針を撤回するというような週刊誌の記事が出たり、それから御視察いただいた方もいらっしゃるようですが、そういう情報が聞こえております。これについて、自治省としては、韓国の問題、どういうふうに分析されているのか、わかっておる範囲で教えていただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 韓国におきましては、ICカードの利用ということで、それは、偽造、変造を防止し、情報化社会に対応した多目的な身分証とするということで、現在、紙製の住民登録証がございまして、それをICカードの電子住民カードとするための法律改正を平成九年十一月に行いまして、成立しました。その後、韓国の厳しい国家財政に比べて相当の費用を要するという点、それから二つ目は、国民監視が強化されるのではないかという不安に基づく反対運動が強まったというところで、電子住民カードの関係条法の削除という内容を内容とする改正法律案が議員立法で国会に提出されたというふうに聞いております。

この電子住民カードは韓国の住民登録制度の一環でございますが、日本とはかなり住民登録制度は実情を異にいたしております。

韓国におきましては、全国民について住民登録番号をもとにして多数の情報が住民登録ファイルとして管理されておまして、その情報が行政、民間を通じてさまざまな分野で利用されている。また、満十七歳以上のすべての国民は常時住民登録証を携帯することが義務づけられております。この住民登録証につきましても行政、民間を通じて利用されている、こういうことでございまして、制度のものが大分違います。

これまでもお話ししましたが、保有するデータは住民票コードと四情報、氏名、住所、性別、生年月日及び付随情報のみであるという点、また、国の機関等へのデータの利用、提供については法律上明確な根拠が必要である、また、目的外利用というものが禁止されている、それから、民間部門による利用が禁止されている、また、住民基本台帳カードは住民サービスの向上の観点から希望者にのみ発行するといったことで、韓国の住民登録制度及び電子住民カードとは異なっている、このように考えております。

○新藤委員 まあ、韓国、経済危機が深刻でございますから、そういう側面もある。そしてまた、国の一元管理、権力の乱用が心配だ、これは私に言わせれば、もう極めて感情論である。このことをやると悪いことをしてしまうからやらないよ。悪いことをしたら罰する、悪いことをさせないよという工夫をする、それが知恵を使うということであって、物理的にこういうものをつくらなければ悪いことがないんだと。

ところが、どんなことをやって、なければならぬに、今は個人情報なんというものはむしろ横行してしまっているわけなのですから、だから、骨太の議論をしっかりとすべきだ、感情論でやっても困るし、私もそんなことをもし国家に管理されてしまったら困りますから、そういうことをやられないようにルールをつくり、法律をつくるということなのでございます。

韓国と日本は違ふのだということがよくわかったわけでございます。

そして、最後の質問にさせていただきますが、結局、システムとルールをきちんとすればこれは問題なく運用できるではないか。しかも、先ほどから御答弁が繰り返されているように、四情報に限ってとか物すごい制約をかけてしまって、本来ならもっと使える、国の基幹、根本を変えられるような、産業の活性化も含めて新産業の創出も含めてできるはずのものを縛ってしまっているわけなのですけれども、将来の話として、これを国民

総番号制だといって反対されている方がいる、こういうことも聞いております。

ただ、背番号制とは、確かにそれは全員に番号をつけるわけなのですが、しかし、広い意味でこういうものはさっきの韓国だってもう昔からですよ。含めて、アメリカ、カナダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、オーストラリア、ほとんど使っているわけなんです、このように思います。

それから、やはり嫌だと言っている人がいるけれども、統一された番号によって所得の正確な把握をする、これは徴税の公平化からすればやらざるを得ませんよ。こんなことを、隠しを認めるようなことが暗黙の了解というのはいかにも日本的です。こんな絶対だめです。

それから、社会保険とか介護保険の対象者の把握、それから本人確認、行政事務の効率化、幾らでもありますけれども、まず第一点に、もう年金の基礎年金番号制が始まってしまっているではないか、別の番号がついてしまっているのどうするんだという話があるわけなのです、二つ番号持たなければいけないのかと。

それから、これから介護保険制度が始まってまいります。これも、介護保険制度はシステムの基本設計、全三千三百自治体の中の三千二百自治体が厚生省にシステム設計の補助申請を出しています。ところが、このシステムを構築する上で、ある自治体は住基台帳を根本にして介護保険の台帳をつくらうとしているのです。でも、ある自治体は国保台帳をベースにしているのです。統一した見解をつくっていないから、ばらばらになってしまっているわけです。

このほか、これから例えば免許とかほかの事務に、それから、きょうは余り僕はこので言いたくありませんが、例の納税者番号、ある新聞の社説によると、別のシステムをつくれというのです。それでは一人の人間に三つも四つも五つも番号をつくらう、そのシステム運用で、私の地元、埼玉県川口ですけれども、川口の町で介護

保険のシステム基本設計をやるのに七千八百万かかっているのですよ。これまた別の台帳を使えとなったら、また同じ金がかかるわけで、三千二百自治体で、もちろん大きな四五百万が基本ですけれども、これはむだ遣いなんですよ。でも、国が方針を定めないから結局やっているわけなんでございます。

とにかくこれを、この住基台帳のシステムが九兆九億九千万で日本一一番ネットワークを張っているのですから、これを今更に入れたせてもらうて、その後の日本の情報化、そして個人がコンピュータにアクセスする、こういうことの前提として、やるべきだと私は思っております。

そういうことで、今回の決意というか、もう質疑時間が終了してしまいましたので、多分お答えは余りできないと思います。でも、そういう気持ちでやらないとこれはうまくいかないよ、私はこういうふうにいるのでございます。一点お願いするところならば、この住基台帳コードの、将来他の行政事務への展開、このことについてどういう御見解があるのか、このことだけを最後に質問しておきます。

○野田(毅)国務大臣 基本的に御指摘のとおり、まことに私も申し上げたい事柄、もう随分お話をちょうだいいたしまして、大変心強い限りであります。

いずれにせよ、これからいろいろな行政事務等にどこまで広げていくかということにつきましましては、まずこれをスタートさせていた上での法的な手当てをしながら具体的には展開をしてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○新藤委員 いろいろ申し上げましたが、いろいろな意見があると思いますが、しかし国民大多數の利便性を向上させるという観点から、私は、これは積極的にぜひ推進していただきたい、このように申し上げまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○坂井委員長 午後三時二十分に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○坂井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鵜淵俊之君。

○鵜淵委員 自由党の鵜淵でございます。

住民基本台帳ネットワークシステムの議論といいますが審議はようやく緒についたな、こういう感じでございます。と申しますのは、昨年の三月に法案が国会に提出されました、もう既に大体一年を経過しているわけでありまして、この法案は非常に重要な法案だということは、与野党一致しているわけでありまして、それだけに、やはり国民へのサービス面、それから事務の簡素化の面、そういった面で非常に利点もあるわけでございます。そういうことで、できるだけ早くこのシステムを実行に移すという考え方が一つあると同時に、実行に移すときにはまたいろいろな問題点もある。これは審議を深めていかなければなかなかそういう問題点をえぐり出せないわけでございます。ですので、やはり早く審議をし、徹底的な国会での審議の中でこの問題が本場に国民のためになる法案として早く成立でき得れば、私はそのように考えているわけでございます。

さて、最近情報化と言われて久しいわけでありまして、各地方自治体、三千三百ほどございますが、そのうち、お話しございましたように九〇%はもうOA化、いわゆるコンピュータ化等が進んでおります。私どもの担当しております市は約二十万でございますが、もう既に昭和五十六年度にコンピュータを入れました、実際に行政事務のコンピュータ化を図りました。

これは考え方が二つあると思います。その一つは、個々の事務をコンピュータ化するという方法、例えば税務なら税務事務、給与なら給与事務、こういう方法。それからもう一つは、住民情

報を一元化するという方法。これは、住民情報

報を先に考えて、いわゆるトータルシステムでコンピュータ等にすると、こういう考え方で二通りあるわけでありまして、私は、個々のケースで入れるというよりは非常にロスが多いし、また行政事務の簡素化あるいは住民へのサービスというところを考えた場合、一気にトータルシステムでやるのが正しいということ、住民登録をすべてコンピュータに入れて、リアルタイムでもって実際に今実行に移しているわけでありまして。

そこで、私どもの例を簡単に今お話ししますと、そういった中で、パッチ処理なんというのは、実際に時間として約一万七千九百七十八時間。それからオンラインで大体十四万八千九百七十七時間。それからパッチ処理は、件数で千七百九十九件。それからパッチ処理の全体のプログラムの本数ですけれども、これが六千六百九十六本。こういうように、機械化できる、いわゆるコンピュータ化のできる仕事については、主なものはやっておるわけですね。それでもなおかつ、庁内ではまだやってはしんどい。というのは、コンピュータ化が、データ処理からいって、最終的に統計とか予測とか、こういったことにだんだん高度に使っていきたいという職員の意欲が非常にわいてくるわけでありまして。

ですから私は、そういう意味で、コンピュータ化によって非常に経費の節減もできておりますし、いわゆる行政の情報化というものが進んでおる、このように思っています。

そこで問題は、一つ一つの市町村ではそれぞれやっておりますが、それぞれの関連は残念ながらございまして、ですから、せっかくこれだけ各自自治体で相当のOA化が進んでおる状況を考えてときに、市町村の区域を超える、ネットワーク化することによって、なお個々の市町村が十分に活用できる機会というものがあられるわけですね。代表的な例は、やはり住民の転入転出、それから特に不現住処理、こういったものができる、このように思っています。

そういうことで、こういった地域間交流という

ことを考えた場合に、既に答弁もいろいろあるわけでありまして、住民の基本台帳そのものには十程度の情報の量があるわけでありまして、今回はそれが非常に限定的だ、こう言われているわけでございますので、再度ここで明確に、住民基本台帳の個人情報の中の具体的などんな情報を保有することになるのか、既に一部答弁は聞いておりますが、明確にお尋ねしたい、このように思っています。

○鈴木(正) 政府委員 現行の住民基本台帳におきましては、市町村の住民につきまして、氏名、住所、性別、生年月日、それから世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の筆頭者の氏名及び本籍、それから選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険の被保険者資格に関する事項、国民年金の被保険者資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項、こういったことが記録をされております。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムにおきましては、住民基本台帳に記録する個人情報として新たに住民票コードを加えるということといたしております。住民基本台帳に記録されたい個人情報のうち、本人確認のために最低限必要となる氏名、住所、性別、生年月日の四情報、それに住民票コード、またこれらの付随情報、例えばこれらの記載等について変更があった場合の事由、年月日等の情報に限りまして、指定情報処理機関、いわゆる全国センターや都道府県において保有するということといたしております。

○鶴淵委員 ただいまお答えがありましたとおり、各市町村が取り扱っている住民基本台帳の情報のうちではとくに非常に基本的な、しかも限られた情報だけ、今のところそのように私は考えます。そういう意味では、全国センターなどで保有することになるわけでございますので、これから、国民から信頼される全国的なシステムをつくり上げていくために非常に重要なポイントになるのか、このように思っています。

したがって、重要なポイントになるわけであり

ますが、これも本会議でございましたが、いわゆるコストパフォーマンス、かなりこのシステムをつくるときに金がかかる。しかし、お金がかかるけれども、いろいろな直接的効果、間接的な効果というものが生まれると思うのです。直接的な効果については大臣の方から本会議で述べられておりましたが、住民の利便それから簡素化、なかなか計数にあらわせないそういう利点もあるわけでございます。とりあえずきちんと試算でき得る状況につきましては、本会議の答弁もございましたが、さらにこの委員会でも明確にしたいだいた、このように思っています。

○鈴木(正) 政府委員 このシステムの導入コストでございますけれども、データ移行のためのシステム開発費あるいはコンピュータの設置工事費などの基本的な導入経費としまして約四百億円を見込んでおります。また年間コストといたしましては、電気通信回線の使用料あるいはコンピュータの維持費などで約二百億円を見込んでおるところでございます。

他方、このコストに対します効果につきましては、前提を置きまして、システム導入に伴う行政側の職員あるいは住民の方の節減時間とこれらの方の時間当たりの標準的な人件費というものをを用いまして、一定の仮定計算をさせていただきますと、数値化できるものだけを試算いたしますと、毎年、行政側で申し上げますと、転入手続の簡素化あるいは住民票の写しの交付の省略といった窓口業務の簡素化などによりまして約二百四十億円、また住民サイドで、住民負担の軽減といったしまして、転出手続あるいは住民票の写しの交付のために住所の役場へ出向く必要をなくするということで約二百七十億円の効果があると見込まれております。

こういうことで、このシステムについては、行政側、住民側における数値化可能なメリットだけに限って比較いたしましたけれども、コストに見合う効果が十分にある、このように考えております。

○鶴淵委員 今の局長の御答弁では、試算できる

メリットに限っても十分コストに見合う、こういうお話でございました。私も、このシステムを進展させていくとするならば、今後もういったメリットはどんどん拡大していくだろう、減ることは絶対にないという確信をいたしております。ぜひ、かけたコストをはかるか上回る、立派な成果というものを上げていかなければやはり意味がない、私はそのように考えます。

そこで、先ほど新藤委員も話されましたが、隣の韓国についてのお話もございました。それで、特に電子住民カードの導入事業が中断された、こういううぐあいに伝えているわけでありまして、この電子住民カードを導入する前提といたしまして、韓国においては既に住民登録制度とそれから住民登録証というものが存在するのと伺っているわけでありまして、まず、この制度の内容について、どんなものであるかお尋ねしたい、このように思っています。

○鈴木(正) 政府委員 韓国の住民登録制度でございますが、国内に居住する韓国国籍を有する者を対象とするものでございまして、地方自治体であります市、郡または区長の事務を管掌するということとされております。市長等は、個人別及び世帯別の住民登録票を作成し備えるということにされております。

その主な特徴でございますが、一点目は、すべての制度対象者に住民登録番号を付与することとされております。

二点目は、住民登録票自体について全国的な電算化が行われておりまして、政府は、住民登録番号をもとに、いわゆる住民登録ファイルとして国民の情報を管理しております。この住民登録ファイルには、住民登録に基づきまして住民から申告された事項のほか、住民登録番号によるマッチングにより多数の個人情報記録されているというふうな承知をいたしております。このファイルの情報は、一定の手続を経て行政あるいは民間のさまざまな分野で利用されている、このように承知をしております。

三点目の、住民登録証でございますが、十七歳以上のすべての者に、ビニールケースに入れた紙製の住民登録証が交付されておりまして、常時携帯することが義務づけられております。この紙製の住民登録証には氏名と住所などのほか、住民登録番号、戸籍、兵役に関する事項が記載され捺印が押されている、それから写真を貼付するというようにして、行政手続上の申請書などの受理あるいは資格証書の発行などの際の本人確認のために行政、民間に利用されているということでございます。日本の制度とは大きく異なっております。

○鶴淵委員 ただいまの答弁をお聞きいたしますと、韓国の住民登録制度と住民登録証というのは本格的な国民総背番号制ではないかという感じがいたします。

今、韓国の住民登録ファイルにおきましては多数の情報が国によって管理されていると言われましたけれども、それには具体的にどんな情報が入っているのか、知っておればひとつ伺いたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 韓国の住民登録ファイルでございますが、七十八項目の情報が記録されていると承知しております。氏名、住所、性別、生年月日、住民登録番号のほか、血液型、婚姻関係、職業、本籍、戸主、転入月日、行政洞名それから電話番号、学歴、こういった基本的事項のほかには、保有する免許資格、あるいは兵役等の関係事項、それから生活保護関係事項、医療保障関係事項などがございます。

○鶴淵委員 ただいまの答弁を聞きますと、韓国の住民登録制度の情報というのは、私どもが今考えている日本の四情報どころか、血液型とか結婚、本籍、電話番号、学歴、兵役、こういった非常に大量の情報が入っているわけです。そういうことを考えますと、日本のネットワークシステムというのは、四情報と住民票のコード、こういう限られた情報であるということに比べますと、韓国の制度というのは保有する情報の量も質も全く日

本と異なると私は考えます。したがって、韓国型の国民総背番号制度と今日の日本の行おうとする住民基本台帳のネットワークシステムとは根本的に異なるというように私は認識をいたしましたところでございます。

次に、韓国で電子住民カードの導入事業が中断をされたといったことを伺うわけでございますが、そういった経緯や理由について、わかればひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 韓国におきましては、先ほど申し上げましたように、住民登録証が紙製でございます。写真の張りかえによる偽造、変造が行われるなどの問題があったということで、こういったことを防止して情報化社会に対応した多目的な身分証とするために、これまでの紙製の住民登録証を電子住民カードにかえるという事業が打ち出されたところでございます。

一九九六年に韓国の情報化促進基本計画において位置づけられて、一九九七年十一月には電子住民カードを発行するための住民登録法の改正法案が成立し、法的な基礎が与えられたというところでございますが、その後、韓国の厳しい国家財政にとつては相当の費用を要する、それから国民監視が強化されるのではという不安に基づく反対運動が強まったということで、電子住民カードの関係条文の削除などを内容とする改正法案、議員立法が国会に提出されたものの、このように承知をいたしております。

○鶴淵委員 ただいまの御答弁によりますと、そういった電子住民カードの導入が中断されるというところになったそもその理由は、一つは国民の監視システムという問題、それからコストの問題、こういったことであらうというふうに今説明があったわけでございます。

まず、国民の監視システムではないかという点については、先ほどもやりとりがございましたが、日本のシステムは韓国の国民総背番号制度とはそもそも全く違うわけでございますから、これは問題がないわけでございます。また、コストの

問題につきましても、先ほど費用対効果の質を懸念をさせていただきましたが、コストを十分に上回る成果というものが期待できるわけでございます。したがって、一般的に言う韓国のケースは日本のケースと混同することはなく、切り離して論議する方がはつきりしていいのではないかと、このように私は思います。

さてそこで、今この住民基本台帳法の一部を改正する法律案である問題になっている点は、大きく二つあるんだらうと私は思うんです。

その懸念の一つは、やはり、この情報をオール日本で管理することによって、プライバシーというものが現実になされるのかという懸念。これは自治省の説明によりますと、セキュリティの問題につきましてもは相当の配慮を、二重三重と考えておられるようでございますが、そういった懸念が一つあるということ。

もう一つは、それをベースにして、これは類推のような格好になるわけですが、本来私どもはそういうことではないと思っております。いわば住民基本台帳のシステムを通じてどうも総背番号制に移行するんではないか、こういった発展した懸念。この二つの大きな懸念を持っておられるだらう、こういうぐあいに私は思うわけでございます。

そこで、そういう意味で、ここでやはりそうではないかということをはっきり明確にメッセージする必要がある、こういうぐあいに思いますので、住民基本台帳ネットワークシステムにおいていろいろプライバシーの保護措置を講じている、あるいはセキュリティの対策、こういったことについて具体的な説明をぜひお願いしたい、このように思います。

○鈴木(正)政府委員 このシステムを構築するに当たりましては、お話のように制度面のプライバシー保護措置及び技術面の保護措置を講じております。制度面におきましては、一つは、民間部門での住民票コードの利用を禁止いたして公的部門に

限っております。また、本人確認情報の提供及び利用目的につきましては、明確に法律で定めるということにいたしております。また、本人確認情報を取り扱う関係者に対しては、安全確保措置及び秘密保持の義務づけを行っております。さらに、本人確認情報を目的外に利用することを禁止しておるという措置を講じていることといたしております。

また、システム面の措置、セキュリティ対策といたしましては、専用回線を用いた個人情報送信とすること、それからまた送信情報は暗号化をすることといたしていること、それからコンピュータ及び操作者のパスワードなどによりまして厳重な認証を行うことといたしているなどの措置を講じているところでございます。

このような制度面、システム面のいずれにおいても、厳重に個人情報保護を確保することといたしております。

また、総背番号制の議論につきましては、これまでお話しございましたが、個人情報確認につきましては四情報プラス住民票コードと付随情報に限っている、しかもそのコードのもとにあらゆる情報を集めて管理するというシステムではないというシステムでございますので、そういう背番号制とは全く違うものであるということでございます。

○鶴淵委員 私どもの小さな自治体ではございますが、冒頭申し上げましたとおり、コンピュータのトータルシステムは日本で三番目のシステムを講じて私どももやったわけです。そういう意味では自負をしております。やはり市議会の方からもそこで議論が生まれて、プライバシーの保護、そういった情報の保護が必要である、こういうことがございまして、私どもも平成五年にそういった保護条例を制定しております。五十六年ですが、もうかれこれ、相当長く二十数年たっておりますが、私どものところでは一件もトラブルは起きませんし、そういった情報の盗用もないというぐあいにきょう電話で伺ったところでございまし

た。

したがって、やはりそういった、先ほど私申し上げましたこの二点の懸念が多くの国民をして不安せしめておられるのだと思いますが、今局長の答弁によりますと、制度面におきましても、システムの技術面におきましても、嚴重に個人情報保護措置を講じていく、こういうかたい決意を伺いました。したがって、その決意でこの重要なシステムを安全にそして確実に構築していくことが大切だ、このように思います。

さて、目を転じてみますと、我々がふだん生活している社会におきましては、さまざまなコンピュータネットワークシステムが実際に活用されているわけでございます。

例えば、飛行機の航空管制、新幹線の運行管理、あるいは信号機の制御に始まって、金融機関はほとんどオンラインシステムになっております。さらに、ガスとか電力、こういったもの。それから、実際私は地震に遭って二回も経験いたしました。その後、ガスとか水道、これは地震によって自動的にコンピュータが作動して、ある管でもってびしょとまるようになっていて、漏れないガスなんかもできている。東京瓦斯なんかはそれが非常に進んでおります。

そういうことを考えますと、いわばこういうコンピュータネットワークシステムがもう我々の日常生活と切っても切れない状況にあるということとを我々はしっかり認識する必要があると思っております。これは、後ろの方で一生懸命社会主義と言っています、社会主義とは全く関係のないお話でございます。

ですから、我々はこれらのシステムにおきましても当然セキュリティ対策は講じられているというぐあいに考えますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムが講じようとしておりますセキュリティの対策は、現行の他のシステムが導入しているセキュリティ対策に比べて一体どうなのか。すなわち、同じ程度のセキュリティなのか、あるいはまたもっとも確実なんだ、

優秀なセキュリティ対策を講じているんだ、こういうことなのか。いずれなのかお尋ねをした、このように思います。

○田野瀬政府委員 全国的なコンピュータネットワークシステムについては、昭和四十年代から本格的な開発、実用化がなされており、既に行政部門、民間部門のさまざまな分野において運用がなされており、もう委員御指摘のとおりでございます。

行政部門におきましては、委員御せのとおり、繰り返しのようになりますが、救急医療、航空管制、郵便貯金、国の会計等の各種分野で、あるいはまた民間部門においては、金融、ガス、電力、新幹線等の幅広い分野で、個人情報に加えて、医療情報、会計情報、金融情報等の重要な情報が全国的なコンピュータネットワークシステムの対象情報となっており、既に数年から三十年程度の間稼働しておりまして、一定のプライバシー保護措置のものと確実な運用実績を残しております。

今回導入されます住民基本台帳ネットワークシステムの導入に当たりましては、先ほど局長が御説明いたしましたように、法制度面における担保に加えて、現行の他のシステムの運用状況等も十分に踏まえまして、現時点では最高のセキュリティ対策を講じておる、こういう確信のもとで準備を進めておるところでございます。どうぞその点よろしく御理解願いたい、このように思います。

○鵜淵委員 ただいま政務次官の強い決意が披露されたわけでございますが、言ってみますと、他のシステム以上に個人情報保護にいくというお答えでございました。既に社会的に認知され信用されております現行のシステムよりも優秀なセキュリティ対策をきちんと講じていくというのであれば、国民の安心感も得られるのではないかと、このように思います。

さて、また先ほどお話ししましたとおり、住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村の区域

を超えて、全国単位で本人の確認ができるようにするためのものでございます。したがって、高齢者ですとか被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会づくりを進めていく際の社会を支えるセーフティネットともなり得るものと私は期待をいたしておるところでございます。また、このように形での全国的な広域連携を図ることは、また一方地方分権の進展のために役立つものではないか、このように思います。

そこで、住民基本台帳ネットワークシステムの導入時期であります。法案では、ネットワークシステムについては五年以内、住民基本台帳カードについては五年以内ということになっております。私は、ぜひ今国会での法案の早期成立を実現した上で、三年とか五年とか言わず、できる限り早く国民のサービス向上という視点からのシステムを導入していただきたいと考えているわけであります。

そこで最後に、住民基本台帳ネットワークシステムの早期導入に向けての決意をぜひ伺いたい。それで私の質問を終わらせていただきます。○田野瀬政府委員 現在、住民負担の軽減、サービス向上、国、地方を通じた行政改革のために、行政の高度情報化の推進が求められておるところでございます。住民基本台帳ネットワークシステムは、こうした要請にこたえるために必要な行政サービスの基礎となる本人確認システムであるというところでございます。また、これまで繰り返してまいります、高齢者や被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会づくりを進めていく際の社会を支えるセーフティネットとなり得るものであると確信いたしております。さらに、市町村、都道府県自身が全国的な広域連携を図ることは、地方分権の進展のためにも不可欠であります。

このような高度情報化社会の進展と時代の要請を勘案すれば、二十一世紀の行政情報化の基盤であるこのシステムが現時点で存在していないことが既にわかっておる、このように考えるところで

ございまして、ぜひ住民基本台帳ネットワークシステムの早期導入を我々としても進めてまいりたい、強い決意で臨んでおるところでございます。どうぞ委員各位の絶大なる御協力、御支援を切によろしくお願い申し上げます。

○鵜淵委員 大変強い決意を伺いまして心強く思いますが、この問題は非常に国民の関心もございまして、十分先ほど言ったような点を留意されまして、国民によく理解をしていただいて進めていくということが肝要だろう。

特に、蛇足になりますが、私、実際に自分が行政をやっておりますけれども、私は、いわゆる国勢調査と住民登録というのは必ず乖離があります。私も二十万都市で約三割の乖離。それはどうして乖離があるかというと、転入とか転居、あるいは同じ市内の中でも移るわけですね。そういったことが捕捉されていないということなんです。これは、銅路くらの町ですと二十万くらいですが、それでも八千人違うんですね。国勢調査の悉皆調査と住民登録。ですから、住民登録というものは、残念ながらこの町でも転入転出を一〇〇%捕捉していないということなんです。

これが、今言ったこの住民基本台帳のネットワークが構築されればかなり精度は高まっていく、このように思います。したがって、これは自治体にとりまして、住民に対して本当にサービスを平等に公正に公平に提供できるということになりますので、ぜひひとつ頑張って、早く導入するようにしていただきたいとお願ひ申し上げます。質問を終わります。

以上です。

○坂井委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕
○坂井委員長 速記を起してください。
古賀一成君。
○古賀（一）委員 民主党の古賀一成でございます。きょう、午前中に引き続きしてこの住基法の

審議ということ、実は大臣の日程に合わせてこういう段取りになったわけでありまして、これまで日切れ法案等々もございまして、本地方委員会、私は理事でありますから、時間設定なり日取り設定の当事者でありますから、私自身は強く言えないわけでありまして、各党の委員、今度も夜か、何でも遅くまでやるんだという御意見を恐らく皆さんお持ちの中で、やはり各委員予算に間に合わせぬといかぬ、そういういろいろな議論でおつき合いをいただいていたと思うんですね。

きょうの日程も、住民基本台帳は重要な法案だ、やはり国会で慎重審議で十分その問題を明らかにしなきゃならぬという論理の中で、きょうも実は変則でございまして、午前中、午後に分かれています。私は、理事会で申し上げてきただけけれども、他の委員会にこの地方行政委員会が従属したというか、ほかの委員会が主であって、あと都合のつくときに委員は集まれ、そのときに審議をし、それに近いような形で来たと思うんですね。

きょうはそれをあえてのんで、午後もやろうと来たところが、私が一番心配しておりました、大臣が、実は前の委員会が延びた、こういうことで、これは大臣が悪いとは私は思わないんですが、やはりこういうことでは非常にまずいと思います。

しかも、この住基法は、マスコミなり国民から見ても非常に重要な法案だ、奥が深い、それから見えざる部分もある。マスコミの論調も、国会がこれを慎重に、十分徹底審議をして、本当に国民が安心できる形を示してくれ、それが国会の責務だ、こういう論調で来ておるわけですね。私はそこだと思っております。それが何かガイドラインの委員会がどうだ、予算委員会がどうだ、せかせかとせき立てられるような形で細切れにやるといふことはおかしいし、地方行政委員会をまず自治大臣が一番主とされるはずでございまして、ところが、残念ながら、ガイドラインというもう一つの

大問題があつて、こうなっております。

私は、この点につきましては、各委員おられます、理事もおられますが、やはり今後の委員会運営については、この法案の重要性から考えて、本当に、もっと真剣にぜひ考えていただかなきゃならぬということをまず冒頭にきつくお願いもし、申し上げたいと思います。委員長も、ぜひこの点、せかせかと、あいたときに、夜でもいいじゃないかという論理は今後本当にやめていただかなきゃならぬということをまさに教えてくれたこの十分間であつたような気がいたします。それはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。今後、理事会等でもその旨確認をさせていただきますと思ひます。

この点は、だから私はこうなるんじゃないかというようなことを、危険性を申し上げておたわけでございます。私はそれをのんだ方ですから余り強い不快感はないんですけど、何だ、後ろにおられる皆さん方は、もっと強い、何だ、理事会でどんな議論をしたんだ、古賀一成は何でんだんだと、私おしかりを受けそうの方がたくさんおるんですが、そういうことでございまして、それで、住民基本台帳の審議がいよいよ始まりまして、この問題について、きょうは、かねてよりずっと理事会等でも申し上げておりましたけれども、大変な法案だ、これについてはやはり慎重な、審議の仕方といひますが、そういうものをこの冒頭にしっかりと確認してやるべき法律だと思ひます。

これは、ほかの法律のように、大体同じようなやり方でその一部を改正する、予算をふやす、減らす、あるいは一定の行政基準を変える、それはいかでございましてかという法律とは違って、何せコンピュータというものが絡んでくる、それがしかも全国ネットで絡んでくる、そして、この世界というものが、本当に先が見えないというか、複雑なる、生々発展していく途上にあるコンピュータの、サイバーの世界でございまして、そこら辺に実は大きな疑問がある。

これは、自治省が決めてコンピュータの世界に詳しいとは私は思っておりません。国会でも一回質問をいたしました。そして、これは超専門家であつたつてわからないという世界もあるわけでありまして、こういう問題がありますし、そういう面でも参考人も招致する、本当の専門家と言われる人ですらこういうネットワークの危険性をどう思っているか、こういうこともしっかりと把握しながら、国民の皆さんにこうですと言つた上でこの審議をトータルに判断して、これはゴーなのか、ストップなのかということを判断すべき事柄だと思ひます。

きょうは冒頭に、私はこの審議の仕方ということについてお願いもし、要求もしますとともに、この法案の奥深さというものを私なりに、各行政府といひますか、自治省もそうでありましてけれども、委員の皆さんにも御理解をいただきたい、こゝろ思ひます。

それで、これは質問通告しておりませんけれども、ちょっと前提として、大臣はコンピュータを自分でおやりになりますか、あるいはインターネットを自分でやられたことがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○野田(総)国務大臣 私は、自分でパソコンのキーをたたくということは、この程度はありますけれども、大体はありません。

ただし、今から二十年前から、IBMが十六キロビットを開発する。当時、昭和五十年代の頃のことでございますが、日本がまだ四キロビット時代。このままでは日本は大変だ、これからの情報化時代に際してこれが一番大きな勝敗を決することになりかねないというので、国会議員の中で情報産業振興議員連盟というものがございまして、私も、長い間その中で、事務局長なり幹事長なり、そんな中で、この世界を育成していくために、予算、税制、財投、いろいろな面からバックアップをしていかなきゃならぬということで奔走してきた一人でございます。

○古賀(一)委員 もう大臣の指先の動かし方で、

インターネットはやっておられないということがすぐわかりました。

それでは、これも通告しておりませんけれども、鈴木行政局長、今と同じ質問ですが、コンピュータのいわゆるソフト操作、あるいはインターネットを常日ごろやっておられるかどうか。これも前提として、ぜひお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 私は、パソコンをいじつたり、庁内の電子メールを見るときは程度でございまして。

○古賀(一)委員 こう聞く私も、実はコンピュータは全然得意じゃございません。しかしながら、私、もちろんコンピュータを自分のパーソナル用ということで買って、もう一年以上たちますけれども、本格的にある目的でやろうというところで、この半年間、本当は暇はないんですけども、ちょこちょこやり始めました。

これは本当に恐るべき世界でございまして、私もソフトのプロと、ともにいろいろやつたりする時間も見つけますけれども、これは私はいわゆる情報化推進議員連盟といひますか、そういう発想のサポーターの話を、やはりコンピュータという世界は、自分でやってみて、やらないとわからない部分が本当に多いと思ひます。例えば十六キロビットの話、あれからメモリーは、今もう六十四とか百二十八とか、いろいろ、どんどんふえていきます。後ほど申し上げます二〇〇〇年問題も、まさに発端はメモリーの小ささにあつたと思ひますが、本当に恐るべきスピードで変わつてきておる。

そこにこの制度が入るということで、私はじつくりと、自治省は、局長もそうでございまして、恐らく担当課長さんも、周りにはおられるかもしれないけれども、もっと奥深い、ハッカーの世界というか、そういうところというのは十分検討されていらないと思ひます。検討されておるならば、今度参考人の招致をした中で、あるいはデータをいただいた中で、資料をいただい

た中で、自治省のレジュームに大丈夫ですと書いてある、法律上は罰則があります、こういう中止勧告があります、こう書いてあったって、これはコンピュータをやっている人間とは別次元の世界でありまして、懲役刑が何年であったって、これは全然歯止めのかからぬ世界なのですね。

そういう面で、とりわけコンピュータが入ってくるということで、極めて慎重な専門的な科学的な分析を、これは国会が、当委員会がわからないならわからないで、参考人招致等を踏まえて、しっかりやっていかなければならぬということをまず申し上げたいと思います。

きょう冒頭、自由民主党の方からお二人の議員の御質問がありました。確かに住基法の一点についておられると思います。つまり、光の部分でございまして、こんなに便利になるというお話でございまして、どちらかというとそれ行けどんどんみたいな感じに受けとめましたけれども、住基法のいい面はもちろん評価するにしても、いわゆる影の部分ですね、光があれば影がある。

先ほどは、住基法のシステムを使って将来はどんどん拡大しようというところが私の質問の以前までずっと続いていたわけですが、私は、国会でございまして、与野党一致結束して、やはりこの行政システムの影の部分というものを、国会が、国民の代表である者がしっかりと見るといふ姿勢はぜひ強調しなければならぬと思います。とりわけ野党の我々はその責務を担っておると思っておりますので、今後、私は長い慎重な審議になると確信をしておりますけれども、そういったトーンで影の部分をしかりと指摘し、やるのが我々国会の責務だ、こういう姿勢で我々はやっていきますので、この点、御理解をいただきたいと思っております。

それで、まず質問でございますが、この法案は、私は大変ガイドラインに負けないぐらいの、案外重要な意味を持つ法案ではないか、かようにも思っております、今まで申し上げましたけれども、住基法の審議のあり方について極めて慎重

なる審議というものが、国民に納得していただくまで大前提だと思えます。大臣として、この国会における、今大體申し上げましたけれどもそういう慎重審議というところについて、提案をされた大臣としてどう御所見をお持ちかを聞かせ願いたいと思えます。

○野田(毅)國務大臣 内容において十分いろいろな角度から御検討をいただいて、そして、どうぞ深みのある議論をしていただきたいと思っております。その上で、できるだけ早くこの法案が成立できますように、心からお願いを申し上げますと思うのです。

特に、私は先ほど来、いろいろ二十年前からのかがわりを申し上げてきました。それから午前中の滝委員、新藤委員のお話もございました。明治維新を考えてみましても、やはり日本がなぜアジアの中で早く近代化ができたか、ある意味では、産業革命の成果を日本が早く受け入れたという背景があったと思うのです。

そういう意味で、今日、本当に世界的な規模で高度情報通信、言うならデジタル革命とも言われております。一刻も早くアナログの世界からそういう中へ、我々自身が進取の気性を持って対応していく。そういう中にある種の民族のエネルギーが出てくるし、そしてこれからの大きなバイタリティーを発生していく大きな原動力になり得るのではないかと。そういうアジアにおける対応、欧米における対応を考えますと、非常に私は危機感を感じております。このままで本場にいいのかと。

もちろん、いはいばかりではない、御指摘のとおり光の反面、影の部分はあるだろう。しかし、その影はどのようなものなのか、その影を極力短くするにはどういう工夫をすればいいのか、むしろ議論はそちらの方に重点を置いていただいて、トータルとして、やはり前進することにちゅうちょがあつてはならないというふうには思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○古賀(一)委員 このコンピュータライゼーションというところについて、私は、かつてこの委員会

でも質問しまして、やはり地方行政の中でいろいろな地域医療とか、そういう分野でもっと自治省は検討したらいのではないかと、こういう質問をいたしました。

住基法の方も、もちろんコンピュータライゼーションにかかわるのですが、これは国民の情報を今度いわず管理しようという、その分野でのあれなものですから、私は、むしろコンピュータライゼーション全体というのは、経済活性化、社会活性化、あるいは次の日本社会がバージョンアップしていく、そのステップとして非常に重要だと思えますけれども、住基法そのものが、そういう国民情報を国が統一的に管理するというところで、私は慎重な審議が必要だと思えます。

それで、これは長くは質問をしません。これをやるとそれだけで何十時間かかるかわかりませんので、質問しませんが、私自身の考えを申し上げます。まず、この法案については、基本論点をカテゴリーにしっかりと分けて、あれもこれも飛び飛びに各党がやるというよりも、重要な論点についてはやはり集中的にきちんきちんと審議をしていく。これが余りにも技術的に過ぎてわからないというところであれば、参考人を呼ぶ、あるいは資料の提出をいただくというように、一つ一つの論点をしっかりと確認して、これなら安全だ、これは不十分だ、そういう審議をしなければならぬ性格の法律だと私は思っています。

それで、基本論点のカテゴリーというのが幾つあるかといいますが、たくさんあるのですが、私は、まず、きょうがその日かもしれないですが、総合的に、この制度のシステムを鳥瞰的にやはりしっかりと把握するという作業が一つ必要だろうと思ふ。

二番目に、財政問題、とりわけ費用対効果の問題、いわゆるコストベネフィット論でございます。

これも詳しくは申し上げませんが、初期費用に四百億、年間経費が二百億、そして便益が

二百数十億というふうな、いわゆる自治省データがひとり歩きしておりますけれども、これの背後にある、では、中央センターは地震対策のためにもう一つつくるのかつくらないのか、あるいはICカードは大体このコストに入っているのか、それは単価は幾らなのかというふうな話もやはり細かく精査をしていくべきだと私は思います。つまり、財政問題あるいは費用対効果の問題が、二番目の問題としてあるだろうと思ふ。

三番目に、きょう大分話題になりました、いわゆるこのシステムが今後どういうふうな拡大利用されていくかという論点でございます。納税者番号、あるいは、きょうは社会保険庁の方も御見えて御意見がございました。後ほど申し上げますが、死亡通知のときには住民基本台帳システムも使いたいというふうな感じもございましたし、いわゆる、これが今後ほかの行政に広がっていくということは、きょうの質疑のやりとりではっきりしたと私は思うのです。それならば、それを前提として、この制度をどう組み立てるべきかという議論が三番目にあるだろうと思ふのです。

それから、問題のその次が、コンピュータシステムの信頼性であります。あるいはネットワーク化される問題点であります。

とりわけ、中央センターを設けるということになっております。一億二千五百万人の四情報データベースがデータの中央センターに全部入るということになりました。市町村がばらばらであればハッカー問題というのは軽いわけでありまして、これも、中央センターで全部これを吸い上げるといふことになる、ネットワーク化の問題点及びシステムの信頼性というものが問題になるだろう。これもしっかりと、技術者の意見、専門家の意見を聞いて検証しなければならぬと思ふ。

次が、これが大きい問題でございますが、ICカードの可能性とその問題点でございます。先ほど、これをもっとふやせ、もっと用途を広げろという議論が自民党から出たわけでありまして、これも、このICカードは幾らかかるのか。こ

それが広がっていったときに、法律の建前とは別に、ほとんどの便利なデータをほとんど入れさせられて、国民が全部、実質上はカードを持たざるを得ないのではないか。

きょう、政府委員の方はみんな、国会議員以外は全部、名札を今月から下げることにした。そうであるけれども、あれに八千字のICメモリーが入っていると思うとちょっと私もぞっとするんですよ。そういうふうに見えるんですけども、それは入っていないんですよ。でも、何でも、外に出るときはああいうカードを持って、あそこその人の個人情報が入っているというふうにも見えるものだから、そういうICカードの問題提起については、これはしっかりと検証しなきゃならぬと思います。

それから、それに関連しまして、個人のプライバシーの保護と情報公開の問題でありまして、法律ではこう書いてある、罰則がありますと。たつて、実は名寄せ屋さんというのがあるんですよ、それから名簿屋さんというのがあるんですよ。いわゆる実態上は法律の建前とは別に、こういう経済の世界、コンピュータの世界というのはほとんど動いていくわけです。実はそういう問題もしっかり議論しなきゃならぬ。あと、行革と地方分権の関連があります。

八番目に、きょうは韓国の例が出ましたけれども、スウェーデンあるいはアメリカ、そういう先進国に、あるいは先行国に学ぶということで、やはりこれは一つの重要なカテゴリーとしてやるべきだと私は思います。

ことごとくそういうふうに、この問題は幅が広いということで、参考人の招致とともに、地方公聴会、あるいは、これは地方行政委員会は三年に一回の外国調査の年でもございまして、私は、ぜひこれはこの地方行政委員会のメンバーで衆議院の正規の調査団として行くことを真剣に考えなきゃならぬと思います。予算を追加してでもと言われるが、予算はもうついておりますので、そういうことも含めて、今後、この審議を慎重にかつ

深みある、今深みあるというお話がございましたけれども、しなきゃならぬと思っております。これは私の考えとして、ぜひこの委員会の正式の場で申し上げて、この質問を終わります。

二番目でございまして、時間がございませぬので急ぎますが、局長に御質問を申し上げます。

この制度に対する論議が両論に分かれておるわけでありまして、マスコミもそうであろうし、国民もそうでありまして、我が党内にもいろいろな意見がまだございまして、これはやはり、いろいろな思惑が背後にあるだろうという思いが一つあるんですね。当面は住民票の交付が便利になる、こういう論議だけれども、こんな便利なシステムを将来はつておくはずがないという、とりわけ、納税者番号という論議があるわけでありまして、これは正直に国民にあるいは国会に、こういう議論の経緯の中で、これは将来やりますとはっきり言った上で、私は出すなら出した方がいいんじゃないかと思うんですね。

それで、これまでの関係機関の検討経緯がいろいろございまして、私はここできょうはもう詳しくは聞きませんが、検討経緯と目的というものの概要を、簡単にいいですから、教えていただきたい。

これについては、地方自治情報センター、これが検討してきた経緯がありますし、AID付番・登録方法検討会というのがある、メモリーをつけたときにどういう情報を何番目につけるかというような検討をしているんですね、政府部内です。医療関係はここにしよう、じゃ個人情報はどうしよう、学歴関係は何番にと、それは統一しておかないと共通化になりませんから。そういうふうな、AID付番・登録方法検討会というのも政府部内で開かれた経緯がある。

それから、通産省系で、ニューメディア開発協会というものが、いわゆるカード産業を進展させるといふような思いもあるのかもしれないが、関係省庁とともにやってきた経緯がある。それから、税務等行政分野における共通番号制

度に関する関係省庁連絡検討会というのでもやられた経緯がある。いわゆる行政分野による共通番号制度、つまり、納番であるとか、電子投票かもしれないし、あと、いろいろな行政を一本の番号でやろうという検討が内閣内政審議室を中心にやられた経緯がある。

それから、これは表に出ておりますけれども、自治省の住民記録システムのネットワーク構築に関する研究会、平成八年三月に最終報告されました、これもまた、それから、住民基本台帳ネットワークシステム懇談会も自治省で行われた、これも知っております。

こういった一連の背後にある検討経緯というものを、きょうはイントロでありますから簡単に結構でございますけれども、今後、政府がどういう検討をしてきたかをつぶさに我々は知る必要があると思っておりますので、それを申し上げたいと思っております。概要はいかがでございませうか。

〔委員長退席、山本（公）委員長代理着席〕
○鈴木（正）政府委員 これまでの政府部内あるいは諸団体での研究会の検討状況といったことのお尋ねでございまして、簡単にいうことで要旨を申し上げますが、まず、地方自治情報センターで、地域カードシステムということで、これは目的は、高度な安全性と大きな記憶容量を持つICカードを活用して住民福祉あるいは地域保健及び住民の窓口サービスの向上を図るという目的で、平成二年度から、ICカードの発行方法、プライバシー保護対策、セキュリティ対策などについての標準的なモデルシステムを開発するために、学識経験者で構成する検討会においてシステムのあり方について検討を行った。

それで、この検討結果というものを踏まえまして、自治省の方でも、平成三年に、地域カードシステムを含みますコミュニティ・ネットワーク構想推進要綱というものを策定いたしました。それに基づきまして、平成三年から六年までの四カ年、実施団体を指定いたしました。指定を受けた地方公共団体が標準システムを基礎として、それ

ぞれの実情に即したシステムを開発している、こういうことでございまして。

それから、ICカードアプリケーション識別子付番・登録方法検討会、これはAIDの付番・登録方法検討会でございます。官民合同の検討会と承知しておりますが、ICカードを広域、多目的に利用するに当たり、ICカード内の個別のアプリケーションファイルにつけられているアプリケーション識別子、AIDにつきまして、異なる業務サービスで同一のものが存在すると、誤って他の業務にアクセスしてしまうといった混乱を避けるためのルールづくりを検討するということが目的でございまして、これは、平成十年に三回ほど開催されて、アプリケーション識別子、AIDの付番・登録方法などについて議論されたというふうに承知をしております。

それから、ニューメディア開発協会、財団法人でございまして、各地域で発行されたICカードを地域の枠を超えた広域で相互利用するということを目的として、ICカードのアクセス方式の標準ソフトを開発しているというものと承知をしております。

それから、税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会でございますが、これは、税制調査会の平成元年度の税制改革に関する答申などを踏まえまして、税務及び税務以外の行政分野、ここにおいて共通に利用し得る番号制度について関係省庁が共同して総合的な検討を行うというのが目的でございまして、平成元年から平成八年まで二十二回にわたる幹事会を初めといたしまして、二十七回の会合を開催いたしております。納税者番号の検討状況、あるいは共通番号と個人情報保護法などについて議論がなされているものと承知をいたしております。

そこで、住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会、私どものネットワークに関する研究会でございますが、その目的は、住民基本台帳制度の果たしている役割を踏まえて、今

後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化して地域間の交流や連携も活発に展開されているという状況のもとで、住民サービスの質的向上と行政の簡素効率化を図るために、住民基本台帳を基礎とした、市町村や都道府県の区域を超える本人確認のためのネットワークシステムの構築について調査研究するという目的でございます。

平成六年度及び七年度の二カ年度にわたって検討を実施、平成六年度末にその中間報告を発表いたしました。平成七年度におきましては、その中間報告に対する各方面の御意見というものを参考にしながら、また船舶市における住民基本台帳電算システムの実態調査、あるいは大蔵省及び社会保険庁からの説明聴取などを含みます合計十二回の会合を開催、個人情報保護措置、ネットワークシステムの利用分野、その他の諸課題について審議検討ということで、平成七年度末にはこれを踏まえて最終報告を取りまとめ、公表されている。

それから、懇談会でございますが、これは自治大臣主宰の懇談会でございます。経済界、労働界、消費者、報道関係者、地方公共団体等各界の代表者または法律等の諸制度に係る学識経験者の方から住民基本台帳ネットワークシステムのあり方等についてさまざまな御意見を承りまして、制度全般についての検討を深めるといったことが目的でございます。平成八年に三回開催いたしました。システム関係、利用分野、それから個人情報保護対策、制度全般に關しましてフリートリーキングを行いまして、さまざまな観点から幅広い御意見をいただきまして、八年の十二月にその意見の概要を取りまとめ公表いたしました。

以上でございます。

○古賀（一）委員 きょうは概要だけ口頭でお聞きしたわけでありましても、これは、この制度の構築の是非あるいは今後の生々発展のためにやはりぜひ参考になりたい資料でございますので、委

員会の資料として委員の方にお配りいただくという資料要求を私はお願い申し上げたいと思っております。いかがでございますか。

○山本（公）委員長代理 理事会において協議します。

○古賀（一）委員 理事会以前に、行政府としてこれは別に問題は全然ないと思うんですが、もめれば理事会でもしれませんけれども、政府として、ぜひ提出を求めますけれども、いかがでございますでしょうか。

○鈴木（正）政府委員 資料の提出につきましては、可能な範囲内で対応させていただきたいと考えております。

○古賀（一）委員 これはどれが可能かやっていきたら時間がかかりますので、要するに、そういう趣旨はしっかり述べましたので、ぜひ対応をお願いいたします。

それで、今イントロの途中でございますが、この住基法を出されたときに、自治省の説明が、先ほど言いましたように東京の人が新潟に行っても住民票がとれる、こういう説明が前面に出ておまして、むしろこういう説明をやるのと後ろに何かもつとあるはずだと思つたので、何か合点がいかないと思つておりましたところ、きょう、与党の質問という形で、私はなるほどと思つたわけです。

明らかに将来、このシステムというものは、ほかの行政分野に、今の法で予定されている分野以外に、いろいろなところが、便利だ、これも使おうというふうな用途が拡大することは間違いないと私は思いました。それはまた大臣もそうですね、積極的な姿勢を示されましたから、そうなるかと私は確信したわけです。

それで、このシステムを単に四情報を確認するというだけではないでなくて、カードの話も出ましたけれども、随意と言われておりますけれども、あのICカードもシステムの一部に組み込まれて、申請で交付しますよという話になってるんですが、きょうの前半の議論だけでも、このICカードも、これは便利だ、この情報も入れるべき

だというふうに絶対なっていくと私はきょう思いました。

そうしますと、きょう皆さんがぶら下げてある名札のように、要するに全部結局持たざるを得ないというところに流れが行くんじゃないかということとをきょうの質疑を聞いて私は確信したわけでありましても、それならそれでその是非を問わなきゃならぬし、その場合に、法律としてこれで万全か、もっと別の仕組みを付加しないとまずいんじゃないかという議論にしないかと私は思っています。

だから、住民票を他地域でもとれる、あるいはほかの行政機関が個人の情報確認のために本人が添付しなくても済むというだけの論理ではなくて、もっと背後に何かがあると思わざるを得ない。

そこで、私は、一言で言うならば、この巨大なる国民情報統合システムの本当のねらいは何ですかというふうには、はっきりと、まず大臣に、責任ある立場の大臣にこの段階での方針を表明していただきたい、かように存する次第であります。いかがでございますか。

○野田（毅）国務大臣 巨大なる国民情報統合システムという表現があつたんですが、どういうものなのかはちょっと私もイメージできなくて、共産主義だというやじもありましたが、それなら共産党は賛成するんだらうと思つてます。

私は、率直に言つて、先ほど来いろいろ申し上げましたけれども、ある意味で大きなデジタル革命という中で、午前のいろいろな議論のやりとりを本心に真摯に受けとめました。そういう意味で、この大きなデジタル革命、高度情報通信社会が進行していく、急速で世界的規模の中で進行していく、そういう中で、日本だけが遅延ちゅうちやして、本当にそのままでいいんだらうか。

しかし、一方で、先ほど来御指摘もありましたし午前も御指摘があつたんですが、やはり個人情報というものをどうやってあちらこちらに漏えいしたりそういうことにならないようにするか。あ

るいは、そういう意味で、今回スタートすることだから、万が一にもそういうことのないような、一つの、すべて法律できちんと決めて、無制限に利用分野が広がっていくことにはならない、言うなら法律的歯どめというものは現にあるわけでして、これを拡大しようとするばや法的措置を講じなければいけない。その法的措置そのものさえない不安だというのなら、それは議会そのもののみずからの権能を否定するということにつながるわけでありま。

そういう点で、国会がその見識においてこれにどう対応するかということが私は問われていることではないか、そのように思っています。

したがって、これはいろいろこの後議論を進めていけばおわかりをいただけることだと思つてますが、システムの側面においても、制度的な側面においても、両面において、いろいろ影とおつしやる、そういうような御懸念がないような形を本心に最大限講じてきていることである、私はそう信じております。

○古賀（一）委員 いや、私はもちろん光の部分もあることは重々承知でございますが、先ほど申しましたように、光の部分は行政府の方から一生懸命説得されるでしょう、説明もされるでしょう。議会はその影の部分をやはりしっかりチェックする、そこに任務がある、こう思つておりました、そういう趣旨から、今後国会内で、委員会でも十分な審議をしようという趣旨でございます。

それで次に、私はプライバシーの保護の関連を聞きたいわけでございますが、このシステム、とりわけICカードは、大臣が今おっしゃったのは、他の行政機関が本人確認のために使う分野、これは確かに法律で決まっておりますから国会のいわゆるチェックがきく、それはわかります。しかしながら、今度は一方で、カードの交付があるのです。そこに八千字のメモリーがくっついておる。メモリーなんというのは恐るべきスピードで安くなるしでかくなる、そういう分野でございます、これが将来は、あと五年もすれば八千ど

ころか、まあ十万字でも何百万字でも入るメモリー、そういうのもう実際にあるわけです。

この前新聞を見ておりましたら、コンピュータは何ギガというのがたぐさありますけれども、一ギガバイトというのは十億ですよ、それが何と、もう五年間に実用化されるメモリーというのは、一平方センチ当たり記憶量、現在の四十倍の四十ギガ。たった一センチですよ、実はそういう技術がもうできているわけですね。だから、四百億というメモリーがたった一センチのチップに入る。この十年間で恐らく一バイト当たりのメモリーの単価というのは千分の一ぐらいになっているんですね。今でもそのスピードなんです。私最初買ったコンピュータ、一年たったコンピュータ、性能は今のほうがはるかに立派で、ハードディスクのメモリーの容量が全然違う、値段は前の何分の一、こういう世界なものですから、私は、このICカードのチップというのは八千字じゃ済まないと思うし、便利だからこそふえていくと思うのですよ。そうなると思わざるを得ない。

こうなってきたときに、実は、先ほど滝委員の質問に対して、大臣は、本制度は利用範囲が将来拡大する可能性があるという方向で御説明がありましたし、そして情報委員会からもやはり、積極活用を要請いたしますか質問に対して、それを受ける形で説明もあつたわけでありまして、そして情報委員会の方からは、うちは四情報だ、韓国はそうじゃない、根本的に違うというお話がございましてけれども、これはそのカードを持たざるを得なくなってくることにすると、全く同じになり得る事柄でもあると思うのですよ。

今は持つていませんから強制もされない、申告でありませうけれども、便利になって、全部持たなければ一国民として活動できないようになれば、これはやはり韓国のように、まあ兵役情報まで入れませうけれども、そうなるべくするだろう。そうすると、プライバシー保護法として行政の情報公開法制、やはりこれが本当に一体として国民に

示されないと国民の理解を得られないんじゃないか、私はかように思うのですよ。

行政側の情報は隠されている。最近起こっていることは、食糧費の問題にしても、まあ金融監督庁の話もあつた地方自治体もあつた、またあやうのことがばれた、何だ行政は隠している、こういう事件がずっと続いてきた中で、実は、今行革だ、情報公開法はどうするんだ、あるいは、何でおれのところにこんなダイレクトメールが来るんだという事象が毎日起こっている、そういう中にこの法案が出されるわけでありまして。

この法案を出すに当たって、国民を納得させる、理解を得るためには、やはりプライバシー保護法制、いわゆる行政の情報公開法制と三点セットのしつかりとした総合的な提示というものをしないと、要するにまた統治する側が統治される側の情報を一方的に集めるだけだ、統治される方と統治する方のバランスがこれで正しいのか、私はこういう議論になると思うのです。

この点、プライバシー保護法制及び行政の情報公開法制の一体整備、これをセットでやるべきだと私は思いますが、大臣の所見をお伺いいたします。

○野田(総務大臣) この住民基本台帳ネットワークシステムというものにおきましては、民間部門を本人確認情報の提供先とはしないというのといたしておきまして、本人確認情報の流出を防止するための厳重な措置が講じられておるわけです。また、住民票コードの民間利用も禁止をすることにしたしております。このように、本人確認情報の民間利用を禁止する制度的な措置がなされておるわけでありまして、このシステムの構築に当たって、その前提として、民間部門を含めた包括的なプライバシーの保護法制が必要となるものではないかというふうに考えております。

もそのように存じております。さらに、具体的な個人情報保護の保護措置が講じられた住民基本台帳ネットワークシステムの構築によって、プライバシー保護のあり方についての認識が一層深まってくるというふうに認識をいたしております。

なお、午前の議論でもございましたが、いわゆるダイレクトメールや何かに住所等のリストが流れて、そして本人の知らない間にそういうダイレクトメールが送られてくるというようなことは、私は、午前の御話、議論を聞いておりますと、それは今回のこの住民基本台帳ネットワークシステムという形がきちっとできれば、逆にそういうことは少なくなるのではないかとというふうなお話も伺いまして、なるほどそういう視点もあるなというふうに考えておるわけです。

また、改正法案におきましては、自己に係る情報の開示請求権を認めるということにいたしておりますので、このシステムの構築に当たって、その前提として行政の情報公開の法制を改めて整備する必要があるのではないかと考えております。

○古賀(一)委員 今の大臣の御答弁を聞いておきまして、あるいは先ほどの各委員の御質問を聞いておきまして私が感じておつたことは、自治省の方は、あるいは政府の方は、プライバシー保護法制はまずおいて、この住基法の法体系の中で十分なるプライバシー保護の手だてを打っているという認識のように聞こえるのです。ただ、この条文上はそうかもしれないのです。ただ、この問題は、先ほども言いましたように、法律で罰則を強化したとか、あるいはよくある行政の系統を打つたとか、それとは全く無関係、何というのですか、まず理念上違ふところでこれが漏れていくというところに問題があるのです。その典型がハッカーだと思ふのです。

県庁のコンピュータの奥まで簡単に侵入できるといふ話も聞きましたし、この前うちの葉山議員の方から本会議でも申し上げましたように、国防総省に対するハッカーのおびただしいアタック

がある。そして、ことしの四月三日に新聞で載っていましたけれども、メリッサというのですか、メリッサという名前のコンピュータウイルスをばらまいた男がアメリカで捕まったという話も出ていました。強烈なるコンピュータウイルスだつたそうでございますが、こういうのがもうあちこちに伝播し、あるいはハッカーがアタックし、こういうところは、だれがやったかというの

はなかなかわからないですね。そこに法制上の、建前上の罰則でこれだけ強化しましたというのじゃなしに、システムとして実質上これが防げるという保障というものを、私は、今後、参考人か何かではつきりとさせていた

いただきたいと思つております。もうこれ以上きようは申し上げません。

それで、次に、先ほどから言つておりますけれども、いわゆるコストの問題でございまして、行政改革、いわゆる財政再建がずっと政府の大きい問題になってきておきまして、今国会で、その流れをくみまして中央省庁の再編であるやに聞いておりますが、そうしたときのこの住基法でございまして、初期投資に四百億の投資が必要であるという話も聞いておりますが、やはりこういう時期だけに、最少費用、最大効果という説明が不可欠であらうと思ひます。これについて、結論の数字だけは聞いておりますし、ひとり歩きをして

いるように思ひますけれども、実際のところ、これについても十分な検証をすることが私は必要だ

らうと思ひます。それがこのシステムのまた安全性あるいは十分性を検証することにもなるだろうと思ひます。

この検証について、まずきようは概略で結構でございますが、四百億です、二百何十億ですというもう聞いた話は結構なんです、どういふ分析といひますか、どういふ前提条件でこれを検証されたのか。大まかで結構でございますが、お示しの上、これについては、私は、今までいたいたした以上の詳細なる資料の提示を求めたいと思ひます。お願いいたします。

〔山本公〕委員長代理退席、委員長着席

○鈴木(正)政府委員 このシステムの導入費用につきましては、基本的な導入経費としまして、四つほどポイントがございます。一つはシステムの基本設計費、またコンピュータの設置工事費、ネットワークシステムのテスト経費、既存の住基データを移行するための経費、こんな主な項目で約四百億円を基本的な導入経費として見込んでおります。それから、システムの年間経費につきましては、コンピュータのリース料、維持費でございますが、それと電気通信回線の使用料、これが主でございます。約二百億円を見込んでおります。

導入によるメリットの方でございますが、システムの導入に伴う行政側の職員あるいは住民の方の節減時間とそれに対応する時間あたりの標準的な人件費などを用いまして、数値化可能なものについて一定の仮定のもとで計算した場合に、行政サイドの要素としては、転入手続の簡素化による手続時間の省略、それから住民基本台帳事務の合理化、簡素化、それから三点目が、住民票の写しの交付が省略されますので、窓口業務の簡素化、それからカードシステムを採用しますので、そのハード経費及び開発経費の節約、こういった要素の積算によりまして、約二百四十億円を見込んでおります。

住民サイドのメリットといたしましては、転入手続の簡素化による手続時間の省略、また住民票の写しの広域交付によりまして手続時間の省略、それから住民票の写しの交付が省略できますので、そういうものによる手続時間の省略などの積算によりまして、約二百七十億円を見込んでるところでございます。

なお、これらの資料につきましては、後日提出させていただきますかと思っております。

○古賀(一)委員 今の説明ですと、ただ、中央センターの設立といいますが、そういったものが入っているのか、都道府県センターはどうなのか、それからカードも、当然これは国民に金を出

して買えと言ったって、私はやらないのじゃないかと思うのですが、これはカードは無料なのか。これが一万枚、五万枚なんということになれば膨大な費用になると思うのでありますけれども、カードが入っているのか、そして中央センターがどうであるのか、費用のところではこれが入っているのか、ちょっとそれだけお聞かせいただければと思います。

○鈴木(正)政府委員 全国センターの関係経費につきましては、これは維持管理費にも入っておりますし、また、そのテスト経費と基本的な導入経費の四百億円も入っております。

それから、カードにつきましては、カードのハードにつきましては入っておりますし、基本的なカードそのものはそれに見合う手数料でいただきますので、開発経費の節減分をメリットとして考えております。

○古賀(一)委員 これは資料を要求いたしましたので、誠実な対応をお願いしますが、見込まれるカードの単価もちょっと頭に特記して、大体どの程度のものであらうかと思っておりますので、私は関心が高うございますので、それもあわせてお願いをいたします。

それで、次に移りたいと思いますが、これについて議論が一つある分野が、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる納番でございます。納税者番号への拡大の問題でございます。今回はいわば納税者番号の結論を見ずにこの住民基本台帳法のシステムが法案化される、こうなるわけですが、端的に申し上げます、納税者番号への拡大というものはお考えになっておられるのか否か、御質問をいたします。これは、大蔵省及び内政審議室が今まで検討してきた経緯があると思っております。

○福田政府委員 政府の税制調査会におきまして、今御指摘の納税者番号制度につきましては、過去に、納税者番号等検討小委員会が審議の上、昭和六十三年の十二月、平成四年の十一月の二回にわたって報告が行われております。その

後、政府税制調査会の総会におきましても鋭意検討が進められておるところでございます。

この納税者番号制度の目的につきましては、適正公平な所得課税、資産課税の実現、あるいは税務行政の機械化、効率化等の観点から議論が行われているところでございます。それで、納税者番号制度をめぐる環境につきましては、最近、各種カードの普及に伴います番号利用の一般化、あるいは金融システム改革に伴います資料情報制度の充実の要請などの変化が見られるところでございまして、このような環境変化を踏まえまして、納税者番号制度に関しましては、国民の皆様への受けとめ方や考え方を十分酌み取りながら、この制度の目的を初め、プライバシーの問題をどうするか、経済取引への影響、コストと効果等のいろいろな課題につきまして、さらに私どもは議論を深めていく必要があると考えているところでございます。

○古賀(一)委員 今の大蔵省の答えで、要するに、もちろん納税者番号というのは重要な大蔵省あるいは政府の課題であるというのが読み取れるし、国民の理解等々が醸成されていくならば、一つ一つつぶしていくならばこれはやるべしだという結論が背後にあると私は読み取るわけでございます。

これは、私は民主党でございますが、かつて自民党で大騒ぎになったグリーンカードの問題もございまして、委員会全体としては、この納番への活用というのがしっかりあり得るというのをやはり考えて、与野党旗にそれを置いてやるべきことを私は申し上げておきたいと思っております。

要するに、衣の下に何かがあるということで、便利な高度情報化社会がある、あるいは便利な生活があるという側面ももちろんありますけれども、私は、納番は納番でこれは必要でありますし、議論すればいいと思うのであります。その一つの例として、納番への可能性を今聞いたわけでありまして、本当にえたいの知れない、国家管理の社会みたいなイメージで受け取る人もいます、そう

いうことがないようなきちんとした説明をやはり国民にしていく必要があるだろうと思っております。これは今後もう少し深めていきますが、もうきょうは時間がございませんので、これでよしとします。

それから、先ほども一つの例で出しましたけれども、今後いろいろな話がたくさんあると思うので、これはどうなんだと。今度は光の部分で、世界各地で始まっているそうです。電子投票、東南アジア諸国でも始まっているそうです。これは、これなんかは本当におもしろいんじゃないかなという気がします。こういう議論をされたのでしうか、例えば電子投票を例にとりて、投票制度も自治省所管でございまして、そういう幅広い多角的な議論をしたのか、その例として電子投票というものがある上上がったのか、ひとつ局長にお答えいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 このシステムは、市町村あるいは都道府県の区域を越えた本人確認のためのシステムというものを整備しようというものでございまして、主として公的分野を対象といたしておりますので、民間分野には利用しない、それは個人も含めてでございます。

電子投票の場合は個人認証の問題でございますが、先ほど申し上げましたシステムの研究会においては議論がございましたが、制度構築に当たりましては、この分野は、このシステムは民間には利用しないということで組み立てておりますので、直ちにそのまま使えるものとしては制度をつくっておりません。

○古賀(一)委員 だから、そこがもう本当に衣の下にいろいろなものがあるだろうと我々は思うのです。怖いものもあるだろう、いいものもあるだろう、だから、それを本当にオープンにして、国民の代表でありますこの国会で、これもやれます、この前提条件ができるならばこれをもう活用しますといった上で本当にやるべきじゃないか。システムができ上がってしまえば後はもうこっちは、何でもかんでもいくだろうというところ

に懸念があるわけです。私はその事例として電子投票について聞きましたけれども、これについては今考えていないということ、あとはもう時間がたつのを待ってくれというふうに聞こえましたけれども、大臣、何か御意見がありそうですか、ぜひ。

○野田(総)国務大臣 午前中からいろいろ申し上げましたが、確かにこのシステムは、御指摘のとおり、いろいろな行政分野についてその利用範囲を拡大していくというところは、それは可能なこととでございます。そして、本人の利便を向上させる、あるいは、さらなる行政コストをダウンさせてより充実した行政サービスを展開する、そういう中で、この時代に合わせた対応をしようというところは十分可能なことであります。先ほど御指摘がございましたが、納税者番号云々の話についても、やろうと思えばできないではないだろう。しかし、問題は、この法律に基づいて行うことは、これはできないということなのです。

したがって、論理としていろいろな利用範囲のことはあるだろうけれども、実際にそれをやるかやらないかというところになれば、しかもやるというところになれば、新たな法整備が必要である。その時点において国会における意思が決めるのである。やはりここがきちんと踏まえてあることでありますから、何かこの法律が通ったところで国会の意思とは無関係にする広がりが出ていくというふうなものではない、そのことをやはりきちんと踏まえて議論しなさいと話を聞いてしまおうのじゃないか、私はそう思います。

○古賀(一)委員 今の大臣の御答弁は、まさにそのとおりでございます。筋論であります。しかし、これはやはりこういう制度を導入するこの当初に、つまりこの国会です、この国会で、やはりいろいろな可能性があるということ、国民なり国会なりでやはり知らしめておかないと、音もなく通ったということだったら、やはり三年後、五年後、十年後もこれはすいすいといいくわけです。

そういう面で、システム構築をするこの国会というのは、あるいはこの委員会の審議というのは、いろいろな議論があったことをやはり国民に伝わる形でやっておかないと、確かに法律は国会が通さないことには通らぬ、それはもう当然でありますけれども、事実上は、コンピュータという世界の話であるだけに軽く流れていくのではない、それを危惧して、まあちょっと責任を持ち過ぎかもしれませんが、そう実は私は思っております。それで、大体時間も迫ってまいりましたが、次に私は、コンピュータに関するもう一点ぜひお聞きしたいことがあるのです。

これは新しいコンピュータシステムを、国民情報を統合するというところでつくりますが、その前に、問もなく必ずやってくる二〇〇〇年問題があるわけですね。私も、二〇〇〇年問題はそんなに大した問題じゃないかなと思っております。ところが、やはり読んでみればみるほど、人の話を聞けば聞くほど、そして、自分でコンピュータを実際やってみて、やはり大変な問題だと思ふのです。これは大げさに言えば、人の命あるいは社会システムの維持にかかわる問題だ。

ところが、これは日本政府がしゃかりきにやっているというふうな印象を私は余り受けません。この前新聞を見ていましたら、台湾のある飛行機会社の社長が何か、あるいは運輸大臣でしたか、あるいは交通大臣でしたか、一九九九年十二月三十一日、大みそかに、飛行機に乗ってハワイに行く、つまり、私が乗っているのだから飛行機は落ちませんというのを台湾の国民に示すために乗るといふ新聞記事が載っていました。

これは、本当にコンピュータといえどもこんなノット型かデスクトップ型かと思う人がほとんどでありますけれども、マイクログコンピュータといふ、このくらの小さいコンピュータが、ジャンボ機なんかは何百何千何万とありますが、組み込まれておるわけですね。それは全部時計が組み込まれておるから、時計が入っていない

マイコンもあるでしょう、でも、相当部分がいわゆる時間とセットになった、いわゆる時間が組み込まれたマイクログコンピュータが、飛行機にもあるし、炊飯器にもあるし、エレベーターの、昇降機のコントロールシステムにもあるし、相当あるのです。五百億個あるといふのです、世界じゅうにマイコンが。

それが結局、コンピュータというのは、先ほど十六キロバイトの話がありましたけれども、メモリーが小さい。だから、一九八五年とか一九九四年と書いていたらメモリーを食っちゃうというところで、下の六四と書けば一九六四と読むようにソフトをつくっちゃったのです。ところが、二〇〇〇年が近くなると、これは二〇〇〇年になつたら二けたが〇〇になる。そのときコンピュータがどう判断するのだといったら、それは原則一九〇〇年ちやうどと読むといふのがほとんど、コンピュータに組み込まれた時計はそう読むだろう。

そうすると、まあ何語やらいならいいですよ、何語が一九九九年八月十日生産といつて何に打つたものがラインを流れてくる。二〇〇〇年になつたら、それが一九〇〇年ちやうど、百年前に生産されたものとコンピュータが読んで、要するに古い日付から早く出荷しろと言つたら、きょうできたものがどどん早く出荷されて古いものが残るとか、そういう問題が山ほど起こる、こういう問題のようではございません。

私は、この問題は本当に、世界各国に全体で五百億個もマイコンが存在する。これは昇降機とか、もう一般の生活する我々の身の回りにもたくさんある。これは重大な問題だと思ふのです。新幹線とか、これについて私は、コンピュータというものは万全ではないという、コンピュータシステムというものは本当に思わぬ落とし穴があるという一つの大きい事例だと思ふのです。私は、住基法の前、本当にこういう二〇〇〇年問題について政府は、新幹線に乗る人だつて、十二月三十一日は相当の人が、ハワイに行く

飛行機に乗る人、控える人、私はおると思うのですよ、出ると思う。かなりの社会現象になると思ふのです。これについて私は、もっと住基法以前に、二〇〇〇年問題は政府はコンピュータのプログラムを駆使してこれだけの態勢をとっておるということをやすべきだと思ふのですが、これはどうなっているのでしょうか。

○野田(総)国務大臣 コンピューター二〇〇〇年問題については、御指摘のとおり、本当に国民生活全般にわたって重大な影響を及ぼすおそれがあるわけです。もちろん、いわゆる危機管理システムあるいは交通管制を含め、そういう安全あるいは保安上、さまざまな制御に関連する分野、そういったことを考えますと、これは本当にやるべきにできない大問題であります。その点は、地方公共団体においても、この点、緊急に対応していかなければならない必要があるわけでありまして、そこで、自治省におきまして、総理を本部長とする高度情報通信社会推進本部、昨年九月にここで決定をいたしました行動計画がございます。この行動計画に基づいて、地方公共団体に対して、対応を迅速に行うよう、自治省としても要請をしてきたところであります。

なお、平成十年度の第三次補正予算に西暦二〇〇〇年問題対策調査費を計上して、対応のおくれている地方公共団体等の現地調査等を行いまし、地方公共団体が対応計画や危機管理計画を策定する際に参考となる手引書を作成の上、各地方公共団体に提供する予定であります。

また、二〇〇〇年問題対策に要する地方公共団体の経費については特別交付税措置を講ずることといたしております。地方公共団体の取り組みを積極的に推進してまいり所存であります。○古賀(一)委員 私は、実は資料をもらいました。きょうの朝、この行動計画を読ましていただきました。それと、それにくっついておられますコンピュータ西暦二〇〇〇年問題対応指針というのを見てももらいましたけれども、私は、基本的に言つて、こういう行政のやり方は、もちろん有害

ではない、不必要というわけでもないけれども、基本的なやり方としては本筋ではないと思ったのです。

何を言いたいのかといいますと、要するに、こういう国家の大問題がある、まず、中央府の官庁、これは主務官庁というのはいないに等しいとは思いますが、いわゆる省庁連絡会議をやって、中央で指針をつくる、それに従って県がつくりなさいよ、その県のいわゆる計画なり指針に基づいて市町村もつくりなさいよ、大体こういう発想で今までの行政は来たのです。

これを私が強烈に思ったのは阪神大震災のときなんです。私はその後、予算委員会で質問する機会を得まして、もちろん現地にも飛びましたけれども、いわゆる中央防災会議ですね、中央計画、都道府県計画、そして、震災があったときに一番現実的に動かなければならぬ地方自治体の末端の計画、つまり地域防災計画、これを読んでみたのです。私はもう笑ってしまいましたよ、というか、情けないというか、要するに、地震があったら、火事が起こったら消防車が出動するものとするみたいなことしか書いていないのです。もう当たり前のことなんです。

それは、国の計画はいわゆる国土庁の防災局が、それは震災の現場、そういうものを知らないわけですから、やはり例によって例のごとくいわゆる中央会議を開きまして、委員はこうしよう、都道府県計画をつくらせよう、それは承認にひっかかえよう、それに基づいて市町村計画をつくらせようという、もう例のやつなんです。

だから、まさに現実には震災が起こったときにどう行動するかという生の問題とは全く離れた、一番遠いところから、その計画づくりからおきてくるものだから、末端の神戸市の地域防災計画を見たときに、もうそれは何の役に立つか、こう思ったのです。私は予算委員会で言いましたけれども、

うか、現実のところからマニュアルというものを、自治体でこういう問題がある、コンピュータについてどういう問題があり得るか、それを出して吸い上げて国の中央のマニュアルをつくるという、やはりもうそういう時代に来ていると私は思うのですよ、とりわけこういう防災とかでは。それがこの住民基本台帳法も私はよく似ていると思うのです、これを結論としてきょう申し上げたいのです。

住民基本台帳法の法律を改正します、中央センターもつくりなさい、都道府県センターもつくりなさい、よく似ているんですよ。そして、法律の縛りでちゃんとこうしています。私は、将来これがどういうふうな夢があるように活用できるのか、問題点はないのか、もっといいシステムが構築できるのではないのか、あるいは中央センターがなくとも、今のインターネット、一億のコンピュータがインターネットでつながっているわけですから、縦のピラミッドをつくらずとも横のネットワークでこれができるのではないのか、そういうソフトはあり得るのではないのかと思うのです。

そしてその使い方も、例えば一年かけて東北で一つ、あるいは九州で一つ、地域医療で地域医療カードを兼ねるようなICカードをひとつ手挙げてやるところはやってごらんと、あるいは投票制度も、市町村の議員選挙、もうすぐ終わりますけれども、議員選挙も、では手を挙げたところは自治省としてはモデル事業としてやってもらおう。そうしたら、このメモリーに医療関係を入れたら、もうそれはおばあちゃん喜んで、市民もみんなこれは喜んで、使えたらなれば、それをポトムアップで私は全国に制度化していけばいいと思うのです。

だから、このICのメモリーカードを持たせるということ、そこに、上からどんと来たときに、その背後に何かあるかという懸念があるのだから、むしろやはり国民のコンセンサスを得るに、いいシステムをつくるために、そしてコストを安くするために、むしろモデル事業をこの

一、二年とか三年やって、ポトムアップで国民の理解を得る、いいシステムをつくる、あるいは安いネットワークを構築する、こういう方が本当に生きた住民基本台帳ネットワークになるのではないかと私は思うのです。それはこの阪神大震災のときに強烈に思ったのです。二〇〇〇年問題もよく似た話であります。

だから、きょうあの指針を見たとき、では市町村長が実際にあれを、自治体にはどういうふうな措置されたのでしょうか。これは市町村も関係あるわけですね、地方自治体も、二〇〇〇年問題、何行か書いてありましたよ、自治省が指導すると。これは実際、動いているのでしょうか。私は、市町村の人から見たって、あんな程度だったらどこをやればいんだ、うちは何も関係ないだろうというところではないかと思うのです。

○橋本政府委員 地方団体における二〇〇〇年問題に対する取り組みでござりますが、政府の二〇〇〇年問題に対応する方策、これらをマニュアルとして地方団体にお示ししております。

それで、地方団体もみずから問題としてこれは取り組むものであって、法律に基づいてこうしなくちゃいけないという仕事ではないと思います。これは市町村のシステムとしまして、例えばライフラインあるいは公共の安全秩序とか、そういうふうな重要なシステムをAランクのものとBランクのものとに分けておりますけれども、県ではその重要なシステムが千七百ぐらいあります。市町村においては三万一千ぐらい、これは団体数も多いものですから、それぐらいございます。

そういうものにつきます、現在のところ重要システムの修正作業をしております、都道府県段階におきましてはおおむね六割ぐらいの実施状況でございます。市区町村につきましては、それよりも少しおくれております。約五四%ぐらい。今後少しずつ進むと思います。特に、重要なAランクシステムにつきましては、マニュアル上模擬テストをして、そういう問題がないというこ

とを確認するというようなこともやっております。あるいは危機管理計画をそれぞれの団体でつくっていただくというように今後進めていただくことになっておりますので、この問題に対する対応について、自治省としては、都道府県、市町村に対する指導を徹底してまいりたいと考えております。

○古賀(一)委員 これは時間が来たら恐らくばれてしまおうといいますが、飛行機は落ちぬだろうと思えます。これは本場に万全の対応をお願いしたいということなんです。

先ほど申し上げました住民基本台帳システムの構築に当たって、そういうポトムアップというか、とりわけICカードについてモデル事業的にまず幾つかの市町村で実験的にやって、ポトムアップで地域の知恵を出してきて、それを全国化していくかどうかは次に全国レベルで検討しよう、私はそういう時代だと思っております。この点について、大臣にひとつ御感想といいますが、御意見をぜひいただきたいわけですが、私の考えにどう思われますでしょうか。

○野田(総)国務大臣 二〇〇〇年問題の話はポトムアップとはちょっと質が違ふんじゃないかというふうには私は承っております。むしろ、そういう危機管理あるいはコンピュータ二〇〇〇年問題に関するその辺のチェックのマニュアルというものを、みずから開発してみずから主体的にやれるというところはそれでいいのですけれども、必ずしもそうではない。しかしライフラインに関するきちんとしたチェックは必要であるということに備えて、一応、地方自治体に対して自治省の方からそのマニュアルをお示しするというところで、そこから先は自己チェックをしてもらおうということです。

問題は、住民基本台帳のネットワークシステムということについて、それぞれ地方団体の一部で一部事務組合みたいなものをやって、そして共通するような事項について既に、特定の市町村の中心だけでなくて、少しその辺の範囲を広げようとい

うことでスタートしているようなところもあって、今の市町村を超えた人の交流といえますか動きというは現にあるわけで、やはり住民の利便性を高めようという、これは本当に切実なものがあると思ひます。

いろいろな申請書類に住民票を一々つけるというところ、今やペーパーに頼っているような時代じゃないので、そういう意味で、これから特に地方分権に伴って自治体自身の行政コストをどうやって低減させていくか、そして行政サービスの内容を、どうやって効率性、迅速性というところをも追求していくのか、そして内容を充実していくのか、そんなことを思ひますときに、私は、論理としてはボトムアップということもそれは確かに考えられなくはないと思うのですが、本当にこの問題、そろそろ決断をしてもならなければならぬ時期に入っているのではないかと。ぜひしっかりと御吟味をいただいて、結論を早期に出していただいて、私たちとしては、ぜひ御賛同をいただき成立をさせていただきたい、このように思ひます。

○古賀(一)委員 四情報の方はさておいて、カードの分野については、八千字がありますと、本当に、どう使われていくかというイメージがまだ私は、何度聞いても実はわいておりません。だから気持ち悪いというか、これは民間のカード産業あるいはコンピューター産業も動くだろうし、それを受ける市町村長というのは、こういってことに聞しては非常に疎い。このカードは任意で、個人の申請に基づいて交付するのです、メモリーは八千字です、こう言われていくけれども、では、実際にこれがどういふふうになっていくかというの、そこに非常に私は懸念を持つ。

したがいまして、では、今後モデル事業を起こして実験するのには時間がないということではあるでしょう。そうおっしゃると思うのです。その場合であれば、カードを使って、例えば医療行政がこれだけ喜ばれた、これだけすばらしい効果的な、国民のためになる行政の道が開けた、こうい

うものが、それもわかりませんと、我が民主党には出雲の市長でございました岩國先生がおられますけれども、私は一部しか知らない。やはり最低そういうことをはつきり示さないと私は納得できないと思ひます。

だから、それはぜひ我々に、モデル事業もやりません、出雲の事例だけでいいということではないと思うのですが、八千字でこれだけの道が開ける、市民のコンセンサスはこれだけ得ているというのを、きょうは間に合いませんから、そこら辺が恐らく全国会議員のイメージのわからない分野の一つだと私は思ひます、これをお示しいただきたい。

最後に、時間がございませんでこれは長くは申し上げられませんが、私は、今までの検討経緯の中で技術的な部分、ハッカーであるとかネットワークのセキュリティとか、それはこの絵はいただいております。ところが、そこで絵をかかれて、こういふふうになっておりますから大丈夫といつても本当だろうかと思ひ、我々は今度、きょうも探しておりますけれども、ネットワークなりセキュリティなりコンピューターシステムの脆弱性とか、そういう問題に詳しい人をやはり参考人として呼ぶ、その場での質問も我々はしなければならぬ。そういう面で、私は、自治省のこの間の検討経緯の中で、こういう技術的な分野がどういふふう整理され、どういふ論議が委員から指摘があったのかも各委員に資料提出をお願いしたい。

かように申し上げまして質疑を終わりますけれども、あと一分、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 ちょっとカードのことについて御答弁させていただきたいと思ひますが、住民基本台帳カードというものを考えておりますのは、そのセキュリティ機能が非常に高いことに着目いたしております、重要な秘密事項であります住民票コードなどを記録いたしますので、セキュリティに着眼しております。

それで、カードで全国的に共通するものは、先ほど申し上げました氏名、住所、性別、生年月日の四情報と住民票コードでございます。それに暗証番号などの、いわばセキュリティのための情報といふものでございませうから、暗号化とかいろいろなセキュリティの措置を講じますので、かなりの文字を使います。それから、余り部分につきましてはそれぞれ市町村において、これは全国ネットではありません、市町村において条例でどういふふうに使おうかということを決めた上で、条例で定める範囲内で利用する、こういう基本的な考え方でございます。

それから技術的な各種検討につきましては、このシステムを構築するに当たりまして検討課題として、基本的な構築のための基本方針、あるいはセキュリティ方式、それから住民票の写しの広域交付の場合の新しい業務の処理方式、それからICカードに関する調査、それから外字処理方式、こういったことの技術的な検討を行っております。

そういうことで、それに対応して、先ほど申し上げましたように、制度的、技術的なプライバシー保護措置を講じる、あるいは各市町村にコミュニケーションサーバーを導入して住民基本台帳のホストコンピューターとは切り離すとか、それから、住民基本台帳カードとしてセキュリティ機能の高いICカードを採用するとか、それから、住民基本台帳というものをベースにして、全国的に、市町村の区域を越えた本人確認ができる仕組みを付加する、こういうこととしてネットワークを組んでいこうと思ひます。

○古賀(一)委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、本当に、深く慎重な審議をするために、そして国民の実際の理解をかり取るために、やはり資料提供について、本委員会がしっかりと議論することが重要でございしますので、詳しくは理事会で議論になるかもしれませんが、ぜひ対応をお願いしたいと思ひます。これで終わります。以上です。

○坂井委員長 次に、春名真章君。
○春名委員 日本共産党の春名真章です。

きょう理事の皆さんに確認をいたしまして、梶屋先生の先にやらせていただくことになっておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

先ほど来議論がありましたけれども、私の方から、きょうは一巡目ということで、徹底した審議、また参考人の質疑やそれから地方公聴会等々、しっかりと議論をしていただくことを要望しておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第一巡目です、法案の具体的な内容には余り私は触れません。基本的な御認識をお伺いするというのを中心にやっていきたいと思います。

今回の法案で、オンラインで接続される個人にかかわる四情報、氏名、住所、生年月日、性別、この四情報について、これそのものが個人のプライバシーにかかわる情報なんだ、こう言う人もおります。逆に、いやプライバシー情報というのはもっと限定されたもので、住所、氏名などのこういう四情報は個人を識別する符牒のようなものだ、そういう見解もあります。

自治省は、今私が言いましたどちらの見解をお持ちになつていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 プライバシーとは何かというところにつきましては、確立された考え方があるというわけでは、なかなかそう言いがたくて、個人にとつてのプライバシーとは多分に主観的なものだと思ひます。こういふことで、プライバシーにかかわる情報であるかを否かを一律的に考えるというところは難しいと思ひます。

自治省としては、住民票に記載された氏名、住所、性別、生年月日の四情報は個人情報であるというふうに考えておりますが、かつ、一般的に知られていない事実で、知られないことについて利益があると客観的に認められるもの、そういういわば個人の秘密、それに属するような情報ではない、こういふふうを考えております。

○春名委員 四情報というのは個人を識別する情

報だ、そういうことですね、そういう考え方ですね、プライバシー情報とはちょっと違うと。

では、住民票コード、これは同じ質問ですけれども、プライバシー情報とお考えか、それとも個人の識別情報か。それからもう一点一緒にいきます。住民票コードと四情報が今回一緒にくっつくわけですね。くっついた場合、一体になった場合はどう御判断をされるのか、その点をお答えください。

○鈴木(正)政府委員 住民票コードでございますが、氏名とか住所などによる本人確認に比べまして特色がありまして、コードによる照合が明確にできる、また迅速な検索が可能で経済的である、また重複がない住民票コードにより確実な本人確認ができるということで、このネットワークシステムで全国共通の本人確認を行うに当たって必要不可欠なものと考えております。

それで、氏名、住所、性別、生年月日の四情報などの個人を識別することが可能な情報と、全国を通じて重複しない特性を有する住民票コードが一体化した場合、全体として秘密事項となるといふふうに認識しております。

○春名委員 コードそのものについては、プライバシー情報、個人識別情報のどちらというふうに判断されていきますか。

○鈴木(正)政府委員 住民票コードそのものは、番号の並んだものでございますので、プライバシー情報というものではないと思います。

○春名委員 先ほどの確認をもう一度、済みませんが、四つの情報と住民票コードが一体になった場合は、これはプライバシー情報になる、そういう御見解ですね。

○鈴木(正)政府委員 そうでございます。

○春名委員 わかりました。

続いてお聞きします。これらの情報を公開と非公開の観点でお聞きしていきたいと思えます。プライバシー情報は私生活上の情報の中でも公開をしないことが妥当なもので、もちろんこれは基本は非公開ということですが、一方、プ

ライバシー情報でない、より広い範囲の個人の識別情報、今回の法案でいえば氏名、住所、生年月日、性別、これは公開というのが自治省の見解かどうか。この四情報ですね、公開というのが原則か。それから、あとの住民票コードについては、これは公開かそうではないのか。それから、最後、一体になった場合は秘密情報になるので非公開というふうな認識になるんだろうと思いましたが、その三点、公開、非公開の仕分けの考え方をしてください。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳法におきましては、住民票に記載されている氏名、住所、性別、生年月日の四情報につきましては、住民基本台帳の閲覧あるいは住民票の写しなどの交付によりまして、その請求が不当な目的によるものでない限り何人にも公開しているという意味で公開情報です。

それから、四情報に住民票コードが付されて一体化した場合、これにつきましては、秘密事項として公開情報にはならないというふうに考えております。

○春名委員 わかりました。一体になればこれは非公開であり、プライバシー情報という形で非公開の原則だということだと思えます。

そこで、これをずっと私が今聞いてきたのは、この四情報そのものでも、国民のやはり、今さっき局長がおっしゃられたけれども、プライバシー意識の高揚の程度とかあるいは他の個人情報と結びつくことによって、それ自身公開でいいのかどうか、そういう議論になってきているんですね。

少しその流れを議論してみたいと思うんですが、八五年、住基台帳の改正がやられました。そのとき、自治省の当時の行政局長さんは、この改正に当たってこういう説明をしているんですね。

住民基本台帳に記録されておる個人情報全般として個人情報として秘密すべきものだという立場には立っておりません。場合により、部分によっては秘密すべきものが出てきた、こういう認識です。その次に、その使い方によっては個人のプライバシーが出てくる、それを防止するための改正です、こういう認識でございますと答弁をされているんですね。

その答弁に基づいて、そのときの改正ではどういう改正がされたかということですが、住基台帳の閲覧の許可あるいは住民票の写しの交付をするときに、市町村長が一定の事項については省略して閲覧に供するあるいは交付することができるようになる、と同時に、さっきおっしゃられましたけれども、請求そのものが不当な目的によることが明らかかな場合は、閲覧、交付の請求を拒否できるといふふうになったわけですね、八五年の改正で。

つまり、プライバシーを全体としては保護して、いこうという方向の改正としてやられたわけですね。

しかし、現行法第十一條と十二條にはどういう規定がされているかといいますと、先ほど局長からお話ありましたけれども、住民基本台帳の閲覧あるいは住民票の写しの請求については、何人でもこれはできる、公開が原則というふうになっています。そして、今回の法案で対象となっている個人の四情報についても、当時、閲覧はこの四情報に限定すべきだという指摘もあって、閲覧する場合に見せない、あるいは住民票の交付の際の項目には入れない、こういうことの対象事項にはこの四情報はなっていないわけでありまして、ならないうようにしてあるわけです。そういう経過をたどっている。

しかし、先ほど言いましたように、大切なことは、この四情報だけでも、国民のプライバシー意識の高揚の程度によつては、あるいは他の個人情報と結びつくことによつては、公開という原則そのものを見直すべきという問題も今生まれてきているといふふうに私は思っているのです。

例えば、国民の意識というのはどうかというところで紹介しますが、総理府が八五年、個人情報保護の保護に関する世論調査というのをやっています。そのときに、どのような場合にプライバシーが侵害されたかと思うかという質問がありまして、ダイレクトメールが頻りに舞い込むというのがトップで三三・二%です。八五年の調査のときに、三三・二%、ダイレクトメールが頻りに舞い込む、これがトップ。その四年前の八一年の調査では一六・三%しかなかったのです。他の調査項目にはこんな大きな差は見られない。だけれども八五年になるとぐんとふえて、二倍以上になりました。そこにプライバシー侵害を実感する、ダイレクトメールが頻りに舞い込むことによつて、という答えをしているのです。

そこで、局長からお話ありましたけれども、八五年の改正のときには、そういう国民の状況も勘案をして閲覧制限等を含めた法改正、そういう背景があったといふふうに私は理解をしております。ところが、八五年から四年たった八九年の同じ調査ではどうなったかといいますと、改正をした後です。やはりトップは、ダイレクトメールが頻りに舞い込むというのが回答で、その割合がさらにふえて三六・%。ぐんとまた上がったんですね。そういう状況になっているんですね。

だから僕は、八五年の改正でプライバシー保護の観点からの規制をある一定行いましたけれども、この結果を見れば、国民一般に与える印象と、国民のプライバシー意識が高くなっているといふことと裏腹の問題なんですけれども、八五年の改正ではプライバシー保護の観点からやられたけれども、それでも不十分だ。実際、ダイレクトメールが頻りに舞い込むことに対して一番プライバシーが侵害されていると感ずる、そういう国民がふえている、そういう印象を国民は持っているのです。

私は、そういうふうにこの国民の意識を理解したわけでありまして、局長はこういう御認識はないでしょうか。八五年の改正というのはやはり国民から見ればなお不十分だといふように思っているのではないかと思っているわけですが、

第一類第二号 地方行政委員会議録第十二号

その辺の御認識はいかがでしょう。

○鈴木(正) 政府委員 住民基本台帳制度におきましては、いわば基本台帳が住民の居住関係を公証するということから、不当な目的によることが明らかでない場合などを除きまして、何人にもこれを公開することとしております。

例えば、住民基本台帳の閲覧の問題でございしますが、世論調査、学術調査、市場調査などの各種の統計調査を行うときの最も基本的なベースとして広く活用しているということでございまして、この基本台帳の閲覧を抜きに正確な統計調査を行うことは困難なもの、こういうふうに認識をいたしております。

基本台帳制度の趣旨、またこうした現状等にかんがみまして、プライバシー意識の高まりというものには留意しながらも、この住民基本台帳の公開原則を見直して四情報の公開を制限するということについては慎重な検討が必要ではないか、こういうふうに考えております。

○香名委員 統計等で必要だということはずっとおっしゃられているわけなんですけれども、そこで、今の国民の意識の上に立っていいと思いますか、今の議論の上に立って聞いていきますけれども、最近では、この四情報についても一定の規制をしてほしいんだ、こういう要望が現場から上がってきていますか。そういう要望を、幾つか上がってきているのであれば聞かせていただきたいと思うのでありますけれども、いかがですか。

○鈴木(正) 政府委員 市町村からは、住民基本台帳の閲覧制限などについての要望も承っております。

○香名委員 要望はあると思うんですよ。私も、この質問を準備するに当たっていろいろ勉強してみたいんですけども、例えば全国連合戸籍事務協議会がありますね。

これは、全国の総会の、いろいろな引用が全部出ているんですけども、例えば四十八回総会で、これは九五年ですけれども、どういう要望がされているか。

住民基本台帳法十一條一項の閲覧の問題、この改正を要望します。人権擁護とプライバシー保護の立場から、公用請求以外は禁止するように改正をしてもらいたいということで、広島県の代表がその説明をしていますね。

プライバシーの概念は普遍的なものではなく、個人の価値観の多様化など住民のプライバシー意識の高揚は著しいものがございます。このような中で現在、閲覧制度を利用して不特定多数の人に送付されるダイレクトメールなどは、住民情報の管理やプライバシー保護の面で社会問題となつているところでございします。

閲覧制度は、第三者の知る権利とプライバシー保護のバランスの上で成り立っているわけですが、閲覧によって本人が知らないのにダイレクトメールが行ったりすることは、住民のプライバシーが守られているとは言えないのではないのでしょうか。また、人それぞれ価値観が違ってくるから、一様にダイレクトメールが行くような私的閲覧は制限するべきだと思います。こういう発言であります。

続いて四十九回総会、神奈川の代表。これは同じ改正要望ですけれども、こういうふうに言っていますね。

問題は、住民のプライバシーを保護するために設けられたこの住民基本台帳法十一條第四項の規定が、住民のプライバシーを保護するための機能を果たしていないということでございします。つまり、閲覧請求者が住民の住所や氏名などを転記して住民名簿を作成し、これを不特定多数の者に販売するなど、不当な目的に使用することを容認している点で、そのことを閲覧申請書に記載せず、正当な形で請求されれば、閲覧に際しては得ないでございします。住民の情報の適正な管理、プライバシーの保護の面からぜひ検討していただきたい、こういう質問です。

また、同じような話で恐縮ですが、五十回の総会でも同じ要望が出ていまして、こういうことを言っています。

現行法のもと、個人の名前や住所などは全国の市町村の役所、役場で日常的に流出していると言つて過言ではありません。本人が知らないのに送られてくる郵便物の状況、なぜ名前がなかったのか、役所で閲覧させていることは知らなかった等の声を多く聞きます。このようなことは住民に行政に対する不信感を抱かせてはいけません。行政は今こそ一層の住民情報の適正な管理が必要だと思います。

よつて、職務上及び公用請求以外の閲覧を禁止するよう改正を要望するものです。連続して、ずっと歴史的に大会でこういう要望が出されてきて、自治省の代表の方も参加をされて議論に加わっている文章をずっと読ませていただきました。

現場に携わっている人は、四情報であっても、大量にこういうふうに使われたりとか、あるいは別の情報にそういう形で使われたりとか、一体化したりとかしたら、それはもうプライバシー侵害になるんだというふうな感覚を現場の人も持つて、そして国民もそういうふうな答えているのです。

だから、四情報だから構わないというふうにしていいのかどうか、そういう問題なんじゃないかと私は受けとめていまして、そういうふうにはお考えにならないでしょうか。

この三回の総会の発言、改正内容の要望も紹介しましたけれども、こういう問題に自治省としてはどういうふうにお答えになるつもりなんですか。

○鈴木(正) 政府委員 これは、六十年改正に際しまして、いろいろな観点から御議論がありました。また、先ほど申し上げましたように、プライバシー意識の高まりということには、やはり十分な配慮が必要であると考えておりまして、今回の法改正でも、四情報そのものではありませんけれども、四情報に閲覧を限ることと限定をい

す。

そういったことで、住民基本台帳制度の趣旨、あるいは先ほど申し上げましたような実情というものも考えますと、公開原則を見直し、そして四情報の公開を制限するということについては十分慎重な検討が必要である、こういうふうに考えております。

○香名委員 現場の方から連続してそういう要望が出されていて、自治省の担当者の方の答弁も読みますと、持ち帰つてこのことは検討する、報告したいと発言をしています。しかし、結論は、要望には応じたいという結論になつていまして、すね。ですから、自治省と実際の窓口で住民に接している現場の人々との間に認識のギャップがあるように私は感じるんです、この話を見ていて、そういうことを一つ指摘しておきたいと思うんです。

もう一点ですけれども、個人情報保護条例の制定の動き、これは随分広がっています。保護条例をつくる自治体が随分ふえていまして、それから保護する情報も、プライバシー情報に限定しないで個人を識別する情報を広く保護していく、そういう傾向になつていまして私は認識をしておるんですが、その辺、どういうふうにおつかみになつていのか、少し聞かせていただきたいと思います。

〔委員長退席、山本(公)委員長代理着席〕

○香山政府委員 ちょっと質問の内容を十分聞き取っておりませんので大変失礼なことになるかもしれませんが、個人情報保護条例を現在制定いたしております地方団体は、平成十年四月現在で千四百七団体でございます。その中で、オンライン接続を全面的に禁止するような条件を持つておる団体は五百六十五団体というふうな状況に相なっております。

○香名委員 千四百七団体、私、九七年四月の数は調べていたんですけども、千三百十二団体なんです。だから、千四百七団体、だんだんふえているんですね。オンラインすら禁止をする、オ

オンラインも禁止をするというのが、今おっしゃったけれども五百六十五団体、そういう数になってきていて、やはり自治体は、個人情報、プライバシー情報を守りついでいく、そういう保護措置、条例、そして規律や条例だけじゃないと思えますけれども、いろいろな形でそういうものを広く保護していくという傾向になっていると思うんです。

ちよっと私、きのうその中身についての質問のレクをしていなかったで申しわけなかったかも知れませんが、数もふえていっているんだけれども、個人を識別する情報を広く保護していくというような、そんな傾向になっている、そういう掌握はされていませんか。わかりませんか。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

大変難しい御質問で、的確なお答えになるかどうかかわりませんが、現在、この問題につきましましては、個人の情報を保護するという重要性が高まっております一方で、通信回線を活用しての情報処理というのは、高度情報通信社会の実現といえますが、メリットを生かすために不可欠だといふ要素もありまして、したがって、個人情報保護のオンラインによる外部提供につきましては、一方で一律に禁止するというのではなくて、提供の目的、あるいは権利、利益の侵害等のおそれを個別に検討した上で提供の可否を決定するのが望ましい、そういった考え方が国の方のガイドライン等にも示されておりまして、私どもも、地方団体向けの情報ガイドラインには、そのような考え方を示しているところがございます。

例えば、先ほど申し上げましたオンライン接続の全面禁止事項を持つ団体ということになりますと、これは、五百六十五団体というのは前年に比べて七団体減っております、要するに、オンラインを接続する場合には、例えばある種の例でございますけれども、審議会に諮って個別に意見を聞いた上で、必要がある場合にはその結合を認め

る、このような形の条例がやふえておる。

ただ、全体として申しますと、個人情報を守りべきだという流れは大きな流れでございます、条例を制定する団体というのは年々、百団体ぐらいつづえていっておる、そういう状況にあるというところでございます。

○審名委員 そこで、その全連の総会の要望に対して、これは九七年の総会の際の行政局の担当者の方がこんな発言をされているのに注目しました。これは、八五年の法改正のとき、六十年当時と比べて、プライバシー一般に関する法が制定されるなど、新たな認識が示されるなどの具体的環境の変化がなければ、なかなかこの御要望におこたえするのは難しいというふうに考えております、こういう御発言をされております、石塚さんという人ですけれども、それで、民間を含めたプライバシーの保護法、その制定を待たなければ、今、現場の窓口が直面しているいろいろな矛盾、問題は解決できないんだ、こういう御認識を披瀝されている。

私は、ごもっともな面があると思うんです。先ほど自治大臣は、包括的なプライバシー保護法についてはこの住基台帳システムとは別個の問題だ、という御認識を言われたんですけれども、私は、順番としては、こういう今の矛盾、今のプライバシー意識の高まり、その中でこのプライバシー保護法の制定そのものをイの一番に早くやって、そして十分な議論を尽くして、そしてその末にネットワークの問題も検討するということであればわかるんですけれども、民間を含めたプライバシー保護法の制定を待たなければ、今、現場の窓口が直面している問題はなかなか解決できない、当の自治省の方も言っておられる。

そういうときに、このシステムをつくるときにどんな努力を、法律そのものは、保護法については総務庁が担当されるのかもしれないけれども、しかし、自治省としても、そういう御認識を持って、本当にプライバシー情報を守っていく、やはりそういう努力がないとだめだと思っております。

どういう努力をされたのか、その点での中身、検討されたのかどうか、その点をちよっとお答えいただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳の情報の保護について、プライバシー意識の高まりに際して個人情報の保護のためにどうか、こういうことでございいます。

先ほど担当者の発言を紹介しましたが、このネットワークシステム構築の法改正前、手当てがなされておらない前提でお話ししておるわけでございまして、このシステム、法改正が行われまして、その中には個人情報保護のための措置を盛り込んでおります。四情報につきましては、あと住民票コードの本人確認情報につきましては、これは民間部門では使えない、それからネットワークから情報というものが流出することを防止するための厳格な措置を講ずる、あるいは住民票コードの民間利用を禁止するというところで、この法律案において本人確認情報の保護措置というものを制度的に十分に講ずるということ、これを導入する前提としては、民間部門も含めた包括的な個人情報保護法の制定を要するものではないと考えております。

いずれにしても、民間部門を含めた包括的な個人情報保護法につきましては、その制定に向けて議論、検討が進められるべき課題だと考えております。

○審名委員 今、民間部門にはこれは行かないから大丈夫だという説明をされるんですけれども、確かに法はそういうふうになっているんですけれども、うまいにいただかないと困るわけですから、プライバシー意識の高まりというのは、やはり国民のプライバシーを権利として守る、そういう確固とした基本法がないんです、日本に、制定法が、そういうものがないんです。

だから、その中で国民の危惧というのは、民間企業を含めた個人情報の保護法がない中で、個人の識別情報を統一的に保有する、それがどんどん広がっていく、そういう活用をされることに對し

て、現状の四情報が大量に使われるということ自身にも現場の人たちは危惧の表明をしているわけでしょう、今言いましたけれども、そういう中でこれが出されるということに対する危惧というのは、やはり私は、こたえなきやいけなしい、それは消えないと思えますよ。そういう問題があると私は思っているんです。

ですから、今何をしなければならぬかという点で、国民や実際に住民基本台帳の事務に携わっている人と自治省の間の認識ギャップがあるといたしますか、そういうふうに私は思わざるを得ないわけなんです。

それでもう一点、ちよっと時間も来ますので聞いておきます。

先ほどから将来の話の中身がいろいろ出てきて、法律で改正しなければならぬことはできないんだという話で大臣もお答えになっているんですが、その点に関してちよっとお聞きしておきます。

九六年三月に、自治省行政局長の私的研究会で、先ほど出ましたが住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会、この報告書の中に、このネットワークシステムは、公的部門の高度情報化のための基盤整備として導入されるものである、こういう表現が出てまいります。この基盤整備として導入されるというのは、一体どういう意味なのか、皆さんにわかるように、私にわかるように御説明ください。

○鈴木(正)政府委員 このネットワークシステムにつきましては、市町村の区域あるいは都道府県の区域を超えた、いわば全国単位での本人を確認するシステムを整備しようとするものでござい

ます。

したがって、各市町村の住民基本台帳事務の効率化あるいは広域化に役立つ、あるいは国の行政機関などに法律の明確な根拠に基づきまして本人確認情報を提供するというところで、行政の効率化に役立つ、そういう意味で情報化の基礎的な部分をなす、こういう趣旨でございます。

○署名委員 よくわかりませんが、要するに、国民の不安、私たちの不安は、マスターキーになってしまふんじゃないか、このコードが。それでいろいろな情報、公的部門の基盤整備、そういう方向が出ているんですよ、今は四情報で限定的だけれども、それは議論して法律が変わらなければできないんだということをおっしゃっているわけだけれども、それが出てきたときにはそういう議論をすることになります。しかし、基盤整備というのは、そういう方向の議論の中でこれが選ばれてきたというふうにはしかとれないんですよ。そういう問題として私は見る必要があると思います。

それと同時に、納税者番号制のことも今出ました。この報告書の中では、納税者番号制への活用もこのまま進言されています。税制調査会を初めとした各方面の議論を踏まえて、将来的に納税者番号制度が導入される場合においては、このネットワークシステムの活用が可能である、こういう表現が出てまいります。はっきり書いてあります。

つまり、自治省は、今はこれはできません、今の改正ではこれはできません。それはわかります。しかし、今、政府税調もそういうことを検討されている。すぐにはいかないけれども、将来的にはそういうことは当然あるということを前提にお考えになっているのか。自治省は、そういうことを前提に考えた上でこういうものも導入されるというふうな認識なのか、そうではないのか。その辺はどうですか。

○野田(穀)国務大臣 これは、先ほど古賀委員にも申し上げたんですが、基本は、どういふような利用目的でそれに接続をしていくとか活用していくのかということになれば、それはそれで法律の上できちんとした手当てをしなければ、この法案に基づいてすぐあれに使う、これに使うということにはならないのであって、それは納税者番号制度への利用ということにおいても同じ問題であって、要は、この国会における、立法府がどう

判断をするかということにかかっているというところとは申し上げておきたいと思えます。

○署名委員 最後に一点確認しておきます。今回の改正内容のままで納税者番号制度に活用することが可能になるのか。これはシステム上の問題ですね、今回の改正のままで納税者番号制度に活用することが可能になるのか。法改正は別ですよ。あるいは、改正案のシステムに変更を加えないとこの活用はできないのか。これはどちらでしょう。そのことを最後に聞きましておきます。

○鈴木(三)政府委員 納税者番号制度につきましては、先ほど大蔵省の方からもお話がございましたが、政府税制調査会において検討がされているところでございます。

どのような目的のもので、どのような方式のもので組み立てられていくのか、やられるのかというところについて、そういうことがはっきりいたしておりませんので、その段階で今のそのシステムがどうかというところはお答えできないと思えます。

○署名委員 私は、技術的にできるかどうかというところだけ答えてくださいと言ったので、申しわけないけれども、そのことだけお答えいただけませんか。

○鈴木(三)政府委員 繰り返して恐縮でございますけれども、システム論あるいは技術的な面においても、そこら辺ははっきりしないとお答えできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○署名委員 いろいろ疑問が深まったということをお聞きして、質問を終わりたいと思えます。以上です。

○山本(公)委員長代理 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党・改革クラブの榊屋敬悟でございます。引き続きまして質問をさせていただきます。委員長がいらっしやらないのであれですが、外も、委員長にもお願いしておきたいんですが、外

はもう日も暮れておりまして、我が地方行政委員会、本日にどうしてもこんな時間になるなという思いがありまして、理事の一員としてできる限り正常な時間帯でやりたい。もちろん、国会全体の運営はよくわかっておるわけですが、我々野党としても、今まで随分協力もしてきたわけでありまして、ここにこれだけたくさんいらっしやいますけれども、私を初め随分おなか減っているわけでありまして、なかなか元気な質疑もできない。私は、やはりきちっと健康管理をしないと思いつつも、まあ前置きはそのぐらいにしますが。

御配慮を賜りたいというふうに委員長にお願いしたかったんですが、委員長がおられませんか、お伝えをお願いしたいと思います。

さて、朝からきょうの審議をずっと聞いておりまして、やっぱ審議が始まったわけでありましてけれども、審議をする中でさまざまな問題点が明らかになりつつあるな、こんなふうに思っているわけでありまして。

同僚の古賀委員の方からは、御丁寧にカテゴリーまで整理をいただきました。八つのカテゴリーがある、これは非常に参考になるわけでありまして。きょうはその総合的な見地からそれぞれ各党第一回の質疑をしているわけでありまして、さらには財政と費用対効果、あるいはシステムの拡大、ネットワークのあり方、システムの信頼性、さらにはICカードの問題、個人情報プライバシーの問題とか、行革と地方分権、各国の事例研究などなど、さまざまなカテゴリーがあるということも教えていただきました。

では、私もこのカテゴリーに沿って審議をしつかりやらせていただきます。こう思っているわけでありまして、全部やるのは大変難しいわけでありまして、きょうは、まず、総合論と、それからネットワークシステムの拡大というようにものをしつかり議論をさせていただきたい、このように思うわけでありまして。

やはり、きょうのこの初日の審議というものは、ある意味では全国民が関心を持って見ておられるのではない。新聞の報道の中には、非常に国会は低調だ、この問題に関して審議が行われていないというような報道もありますけれども、逆に言いますと、やはり多くの国民が関心を持っていて審議をやっていきたい、こんな決意もさせていたいておるところであります。

さて、本会議でも、最初のテーマは、システムがこれから拡大をするのではないかとこの心配をしているわけでありまして、それは多くの国民が共通に持っている部分でもあります。その辺の懸念を払拭しなければならぬわけでありまして、言葉をかえまして、国民総番号制と本日にどう違うのかということ、やはりきちっとこれは全国民に理解をしていただく必要があるだろう、こういうふうにも思っております。

本会議では、大臣は、今回のネットワークシステムは、地方公共団体共同の分散分権的システムであり、保有情報も住民票コード、四情報と付随情報のみとするものだ、国が相互利用の促進を図るために導入する番号制というものは異なるんだという説明をされました。これでどれぐらい国民が理解をされるのか大変心配でありまして、さらにそこはしっかりと議論をしたいというふうに思っています。

大臣、確かに今回の仕組みは、午前中からも審議をずっと聞いておりまして、地方公共団体共同の仕組み、分散分権という表現を大臣はされておられますけれども、我が国におけるプライバシー保護への大変大きな懸念、やはり国民の感情にも似た思いがある中で、住民基本台帳という仕組みを変えて付番をするというやり方は、どなたがお考えになったか知らないけれども、確かに、ある意味ではわかりやすい方法かな、うまい方法だなと思うわけでありまして。説明しやすいう方法だなどというふうには私は理解をするのであります。しかし、どういふ説明をしようとも、赤ちゃんとお年寄りまで、間違ひなくその人だけのナン

バーがつく。住民票コードという表現を途中から、国民の理解を得るためでしょう。表現を変えておられますけれども、住民票コードなりといえども、あれはバーコードではないわけでありまして、十けたの番号が、私の番号がつくわけであり

ます。
赤ちゃんからお年寄りまで国民につくということ、これは我が国の行政史上初めてのことでありますから、これは大変大きな出来事だ、いやいや、これはもう住民基本台帳をちょこっと変えるのですよというふうなことではなくて、やはり国民に固有の番号がつくという、付番をされるということ、これはたとえ大臣たりといえどもその事実、今回の法改正によって結果そういうことになるというのは、大臣、間違いないわけですね。国民に番号がつくということ、この事実、大臣、大きな出来事だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。大臣の御感想をお聞きたいと思います。

○野田(総務大臣) 考えようによっては大きな出来事なのでしようね。

率直に言って、それぞれの行政事務の中で、既に税務署などでは、うんと早くから税務署独自の一つのナンバーをつけて管理をしておいたことは周知の事実でもございます。ADPシステムという中でやってきている。あるいは、年金等の管理においても、完全に一元的な形ではないにしても、それなりのナンバーをつけて管理をされてきたし、運転免許にしても、それぞれの行政の目的の中でやってきているわけで、今回、少なくともこれだけのネットワーク社会になり、高度情報化社会になって、その中で、地方自治体においても、住民サービスについて、住民の利便性の向上ということも念頭に置くと、どうやってスピーディーに、しかも利便性を向上し、しかも充実した行政サービスを提供していくか。これは民間企業であっても、当然のことながら、内部におけるそういったことをどうやって徹底していくかということ、企業競争力そのものの存立にかか

わっていくようなレベルにまで今日なってきた。

そういう時代における地方自治体における行政のあり方として、いつまでも前時代的なやり方で依存していいものかどうか、そういうようなことを考えた場合に、私は、個人的に言う、遅きに失しているという見方さえあつてしかるべきテーマである。

ただ、それぐらいこの点について、今御指摘がありましたような、みずからのプライバシーについて懸念、懸念というものがあつて、そのことについてどうやってきちんと対応できるか、そういう中から、ようやく、いろいろ研究を重ねて今日に立ち至ったわけでございます。

そういう点で、これが大変なことなんだということに値するのかどうか、私は、今日のネットワーク化された高度情報化社会の中で、そこまで大げさなことになるのかわからないというの、ちょっと私自身は見方によるのじゃないかという言葉でとどめさせていたきたいというふうに思っています。

○榊原委員 いずれにしても、今大臣のお答えの中に、ただいま我が国はほとんどの国民がいろいろな形で付番をされている、それは、行政情報を見る限りにおいても、さまざまな分野で確かに電子計算化といえますか、OA化が進んでいるわけでありまして、番号はいろいろある。それは確かにそのとおりであります。

しかし、本日に赤ちゃんからお年寄りまで、場合によってはすべての行政情報の基礎部分として、ある意味では共通番号になり得るわけですから、なり得る道を聞くその番号が付されるということ、今までもたくさん番号はあるんだからいいじゃないか、そんなに大きな変化じゃありませんよという認識は、私はちょっと違うと思っております。

したがって、我が党ももちろんまだ結論を出したわけではございません。これは対決法案ではないという話も随分理事会等でおりますけれども、

も、端的に言いますと、党内で対決しているような、党内対決法案でありまして、いや、それは党内対決が悪いということじゃなくて、やはりこの問題に関して、どんなグループ、どこでもやはり個人のプライバシーを守るという観点から、全く意見が対立して、この法案に対しては意見が対立して、その事実があるということ、これを私はぜひ大臣に御理解をいただきたい、こう思っております。そうした認識に立つて、我々はしっかりと国会で審議をしなければならぬ、こう思っております。

先ほどおっしゃった皆さんの、同僚委員の議論を聞きながら、横で同僚の委員とも小声で話をしておりましたら、今から私はシステムの拡大という話をするわけですが、先のこともその話をして心配しなさんな、さっき大臣もおっしゃいました、先はまた法律にゆだねられているんだから、国会の責任においてやることなんだからいいじゃないか、それはそのときにしっかりと議論すればいいことだ、こうおっしゃったけれども、私は、先ほどからの議論を聞いていますように、まさに我が国の行政の大きなエポックメイキングとなるような出来事だと思っております。

少なくとも、これが総背番号制だとは僕は申し上げませんけれども、少なくとも番号管理社会の入りの扉を今まさにあけようとしている、今までも番号はたくさんありますよ、あるけれども、共通番号ができるということではまさに扉をあけようとしているわけでありまして、扉があいたその先の世界はどうなるのかということは、私はやはり今入り口部分でしっかりと議論をしなければならぬ、先で議論すればいいというもののじゃないだろうというふうに思っているわけでありまして、そういう意味ではしっかりと議論をしたいというふうに思っています。

そういう意味では、大臣、それは先のことだから、そのときに国会で審議すればいいじゃないかという姿勢ではなくて、やはり今考えられる可能性については、もっとあのときに仕組みをきっちり

りやっておけばよかったな、まさかこんな時代にならうとはだれも想像しなかったと、コンピュータ社会というのはそこまで動くわけでありまして、ただいま、我々の限りを尽くして、人知の限りを尽くしてやはり検討する責任が国会に課せられていっているんじゃないか、私はこう思うわけであります。

そういう観点で、ちょっと最初のテーマとして、今回の仕組みは住民基本台帳法の法律の枠の中でやられるわけでありまして、一つは目的です。今回の住民基本台帳の改正法案ではこの目的は変えない、こういう話であります。

この点については、本会議でも大臣と議論させていただきましてけれども、大臣は、住民基本台帳の基本的な枠組みは維持しつつ本人確認のための仕組みを付加するものであって、法の目的に沿ったものだ、したがって、この第一の目的は変える必要はない、今回、むしろこの目的に沿った改正をするんですよ、こういうお答えをされました。私はこの部分がまだいまだに疑問に感じております。

それで、さっきから言っているように、まさに我が国の行政の中で大変な出来事だ、大臣はそうでもないとおっしゃるが、私はまさにエポックメイキングだと思っております。そういう意味では、大きな出来事のとときにやはりこの法律の趣旨といえますか目的をもう一回総点検してみる必要がある、さっきも言いましたように、これから下手をすると番号管理社会になるかもしれない可能性をはらんだ世界に一步踏み込むわけでありまして、法律の趣旨、目的というのはきっちり点検をしておく必要があるだろう、将来法律を改正するときでもその目的というのはやはり極めて大事だということには私は思っています。

新しい仕組みをこの法律を改正して、例えば納番にしても年金番号にしてもそうでありまして、けれども、そういうものを活用しようとしたときに、どういった観点で法律改正をしていいのかわかるとはやはりスタートのときにきっちり議論してお

かなきやならぬだろうと私は思うんですね。

そういう意味では、この法律の目的というのは、「この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他「ずうと」ありまして、「住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」この目的は変えない。変えないどころか、今回の改正もこの目的に沿ってやるものだというように大臣確認させていただきたいんですが、それでよろしいですか。

○野田(総)国務大臣 まことに御指摘のとおりでございます。住民基本台帳法は、その第一条「目的」というところで、市町村において住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の制度を定めることにより住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することが目的と、こう規定をいたしておるわけですので、まことにそのとおりであると思えます。

それで、特に今回の住民基本台帳ネットワークシステムの構築というのは、全国的に市町村の区域を越えた本人確認ができるような仕組みを付加するものでありますけれども、市町村が住民基本台帳制度を運営するというこの制度の基本的な枠組みというものは変更はしないということであり

ます。さらに、国の行政機関が本人確認情報を利用した事務処理を可能とすることによりまして、住民の利便を増進するとともに、国の行政の合理化にも資するものであるということでございます。したがって、住民基本台帳ネットワークシステムの構築というのは、あくまでも現行の住民基本台帳法の目的の範囲内においてなされるものであると認識をいたしております。

○梶屋委員 今回の改正法案の内容を見ますと、

先ほどから議論が出ていますICカード、住民票カードですね。この利用について、もちろん各自治体の条例でもって定めるところになっておりますけれども、その道が開いている。これは、場合によっては限らない、いろいろな住民サービスがあるわけで、そこは、例えば今大臣が御説明されたこの第一条の「目的」、「もつて住民の利便を増進する」というところで読み切られるのかどうなのか。私は、ICカードというのは、高齢者の保健、福祉、医療サービス等に、また後ほどお話ししますが、後で議論はちゃんとしていただければ、多分大きな影響を与えるだろうと思っておりますが、そういうことまでこの「住民の利便を増進する」ということで読み切られるのかなと。

あるいはまた、今回の法改正では、新たに県の役割というのが、今までの住民基本台帳の仕組みとは別に県の役割が入ってきます。都道府県という役割が入ってくる。そうしたことが果たして私はこの「目的」だけで読み切れるのだろうか。この「もつて住民の利便を増進する」、これで全部読み込むのかどうかちょっと確認を。

私の理解は、この法律をどう読んでみても、住民登録、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図るという観点で、そうした作業の利便を図るというように読むのではないかと、そのままだに住民登録、住民基本台帳、住民票のその処理をめぐって、それに係る利便ではないのかというふうに思っているんですが、それをちょっと超えているんじゃないか、その超えた部分もこの利便で読めるのかどうか御意見を伺いたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳カードにつきましても、これは、このシステムにおいて、例えば住民票の写しの広域交付あるいは転出転入手続の簡素化という場合に大いにその実施のために役立つ、そういうものでカードというものをネットワークシステムにおいて位置づけておりますので、先ほど申し上げました趣旨そのものというところで目的の中に入るものだと考えております。

都道府県の役割は、広域的な地方公共団体という点に着目いたしまして、市町村の区域を越えて、さらに都道府県の区域を越えますけれども、それで、広域的な住民基本台帳のネットワークシステム、広域交付あるいは本人確認情報の提供という場合には、やはり広域的な団体である都道府県の役割ということになりますので、これに都道府県が調整の役割を果たすことも、この中で住民基本台帳制度を定める、その制度をより効果的に運用するというところで目的の中に入っていると考えております。

○梶屋委員 では、違う確認をしますと、「もつて住民の利便を増進するとともに」というこの住民の利便というのは、いわゆる住民票の分野に限定して利便を図るということなんですか。それ以外の幅広い行政全体をも指して言っている意味なのか。その見解はどうでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 「もつて住民の利便を増進する」というのは、究極の目的として住民の利便につながるというところでございまして、住民基本台帳事務及び国の機関等に本人確認情報を提供するというところによる利便も入ります。

というのには、ちょっと御説明させていただきますと、住民基本台帳制度ができたときに、届け出がそれぞれ行政手続ごとに別である、台帳も別であるというところで、住民の方の不便もあるし行政の効率化も阻害されているということ等、それが主な制度の目的でございまして。

○梶屋委員 ですから、今の局長の御答弁では、この住民の利便を図るということとは、やはりここに書いてある住民の居住関係の事実確認といいますが、そうした住民の事務を処理するという意味で利便を図るというふうに読むのが正しい読み方なんでしょう。今の説明ではそういうふうに私は読めるんです。

何で私はここまでしつこく聞くかというと、先ほど大臣がいらっしゃらないときに、政務次官が胸を張って、今回の改正について鶴淵先生の質問に対して最後にどういう所見を述べられたか、決

意を述べられたかというところ、高齢者や被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会づくりを進めていく際の社会を支えるセーフティネットとなるものであるというように私は確信をいたします。このようにさつき政務次官はおっしゃった。

この表現というのは、もう住民基本台帳の世界からとくに離れて、今回の住民票カードあるいはICカード等を利用して次なる世界にまさに進もうとしている、少なくとも住民基本台帳法の議論をしているときの政務次官の最後の決意としては、何を議論しておるんだらうかということをお私には素朴に感じました。直観であります、直観。

そこは、大臣どうですか。まあ、大臣はいらっしゃらなかった。もう一回、私間違っているかもしれない、局長、そういうふうなたしかおっしゃったんですね、政務次官は。

○野田(総)国務大臣 新しい住民基本台帳のネットワークシステムが構築され、そして、特にそれぞれの当該市町村自身のネットワークの構築というだけでなく市町村のみならずの行う行政自身の中でもそれぞれの担当部署の中でこのことが効率的に生かされることによって、そういういわゆる高齢化が進んできたその福祉行政に関する業務に関してもよりスピーディーな対応が可能になるのではないかと、そういうことを踏まえての発言である、またそれに対する期待の表明であるというふうに思っています。

しかし、広く言えば、そのこと自身が自治体自身の行政事務の合理化なり簡素化、効率化ということに大いに役立つということは何人も否定し得ないことだ、私はそう思っています。そういう意味で、福祉行政に關係する業務がさらに充実されて、そしてスピーディーな対応ができるということとは大変結構なことだし、期待がされることだ、私は、そういう思いで政務次官が御答弁を申し上げたのではないかと今話を承りながらそのように感じた次第でございまして。

○梶屋委員 大臣、そのときにいらっしゃらなかったからそのように御説明をされるんでしょ

が、大変元気がいいに胸を張って決意を申され
たわけでありまして、今の大臣のその御説明、多
分政務次官はこう思ったんじゃないか。確かに、
高齢社会、おじいちゃんやおばあちゃんがふえ
る。当該市町村を越えて他市町村でも広域的に住
民票の写しをもらえる、交付してもらえ。ある
いは、転入転出のときに今まで二回だったものが
一回で済む、役所へ行くのは一回で済む。その
利便性、その利便が向上するだけで果たしてセー
フティネットという言葉になりますか。もっと
違う思いがあるんじゃないか。

きょうずっと一日の議論を聞いていまして、今
回のこの住民票コードそれからICカード等を活
用して、まさにセーフティネットと思われるよ
うな分野にまでこの住民基本台帳の世界が踏み込
むのではないかと。私は踏み込んでいいと思うん
です。場合によっては、だから、本当にそのこ
とをちゃんと、いやいや、そういうことを言
うとプライバシーの問題にかられるそれは言え
ないんだ、それは先の問題でしよう、まずは今回
乗り越えておいて、番号さえ導入すれば何でも
できる、次は国会でちゃんとやるんだから問題ない
じゃないかという、小さく産んで大きく育てるみ
たいなことではなくて、そうではなくて、私は、
やはり入り口を開く今このときに、趣旨、目的ま
でちゃんと明確にした方がいいと。

私は、ある意味では将来の住民基本台帳を、I
Dカード等さきから納番とかいろいろ出していま
す、そうしたものが利用するであろう、だがが考
えたって利用しますよ。それを利用するといふこ
とを想定して目的規定ぐらいいまではちゃんと検討
するといふ姿勢があった方がいいのではないかと
いうふうに私は思うんですが、いかがであ
りましょう。

○野田総務大臣 まさにこの目的規定に合致
しているんじゃないかというふうに実は感じまし
て、例えば、介護なんかに関してもかなり広域的
な対応をしなければならぬというのはもうみん
な予想しているわけで、その中でこういったシス

テムが上手にうまくそれぞれ活用されていくとい
うことになれば、ある意味では介護システム、介
護制度そのものが幅広い意味での社会のセーフ
ティネットだという表現が現にあるわけであり
ます。社会保障システムというのはまさに社会の
セーフティネットを構築する要素であるという
のは、これは大体一般によく使われていること
ではないかと思えます。そういう意味で政務次官が
そういう表現をしたのだからと思うんです。

そこで、この目的規定のところについて言え
ば、まさにそういう広域化している中で住民の利
便が増進されるということにも役立つわけであ
る業務のまさに合理化、効率化ということにも資
するわけでありまして、まさに合目的的といいま
すか、まさにこの目的規定に合致している今回の
改正の中身ではないかと思っております。

○榊屋委員 もうこれ以上の議論はいたしません
が、「もつて住民の利便を増進する」とあるのは「国
及び地方公共団体の行政の合理化に資する」とい
うことは、今の大臣のお答えであります、住民
基本台帳事務以外にさまざまな行政を全部包含し
た概念だという御説明ですね。

ですから、それは、この「住民の利便を増進す
る」とあるのは「地方公共団体の行政の合理化に資
する」という観点では、これから先さまざまな法
改正もその趣旨に沿って行われるということであ
りましょうから、ちょっと私は、これはまた議論
をいたしますが、今の大臣の見解、この第一案
をそうしたことで読むということでは果たしてい
いか、大きな懸念を現在のところは表明し、また
次の議論にさせていただきますかと思っております。

それで、やはり我々が一番心配しておりますの
は、さきから話がありましたように、確かに現在
の私たちの生活、国民の生活というのは行政上の
さまざまなデータベースが構築されている、その
ことは私も行政におりましたからよく知っており
ます。幾つぐらあるのか、地方あるいは国を含
めましてデータベースが一体どれぐらあるのか。

か。恐らく、データベースにはそれぞれID番号
があるわけでありまして、そのデータベースの
数だけ私たちには番号がいろいろなところで付
されているというように思うわけでありまして、今
回、リンクするものではないにしろ、一つの住民
基本台帳という個人のオーソライズされた番号が
できるということで大変危険をするのは、やはり
データのマッチングということですね。

確かに、合理化を図るということで、データ
ベースがそれぞれあって不合理だ、それはどこか
で一本に結ばなければ行政上の観点からいくと
見やすい話はないわけでありまして、ただ、デー
タベース同士がマッチングされまして、今回の住
民票コードでマッチングされることを私は最大に
懸念をするわけでありまして。そうしましたら、あ
りともある情報が、まさに私たちの情報が、行
政の情報だけでもさまざまな情報があつたわけであ
ります。

先日、私、年金の問題でちょっと現場へ行って
話を聞きましたけれども、年金サイドが持っている
今の年金番号、今二つ、三つあつてそれを一本
にするというので大変現場は苦労しています。ど
れぐらいデータが入っているんだと聞きましたら
ら、それはもう年金のデータベースに入っている
我々の個人情報だけでもさまざまなものがある。

大体、どこで結婚し、どこで離婚をされて、どう
やって仕事をしてどのぐらい収入があるかという
ことは、もう一目瞭然でそこがわかるわけであり
まして、そうしたデータベースがマッチングされ
るといふことは、民間じゃないですよ、行政の
データベースがマッチングされるようなことがあ
ったら、本当に私たちの情報は丸裸になるな、
こういう危険を持っているわけでありまして。

そういう意味では、ネットワーク研究会で、こ
れは平成八年三月に出された報告書であります
が、「ネットワークシステムからコード等のデー
タ提供を受けた行政機関は、当該データを基礎と
して構築するデータベースと他のデータベースと
を電子計算機処理により結合してはならない」、

こういうようにすべきだという報告が出ていたわ
けであります、この部分はこの法案ではどのよ
うに整理されているのか、お伺いしたいと思いま
す。

○鈴木(正)政府委員 お話しの研究会において、
諸外国の事例なども踏まえ、また、我が国におけ
る個人情報保護制度の現状を分析した上で、今お
話のありました指摘がなされているところでござ
います。私どももいたしまして、その後、各界
の代表者、有識者による大臣主宰の懇談会、ある
いは国会での御議論、各方面の御意見を踏まえ
まして、システム構築に向けた検討を行ってきたと
ころでございます。

今回の改正法案におきましては、本人確認情報
の提供を受けた国の機関等は、法令で定められた
目的以外の目的のために本人確認情報の利用また
は提供をしてはならないというふうにいたしてい
るところでございます。この本人確認情報の目的
の利用、提供の禁止ということ、それにより
まして、法令で規定された目的を超えてデータ照
合を行ったり、またはデータ照合のためにデー
タを提供するということ、これは本人確認情報の
目的外利用、提供に該当します、これは規制
される、できないということでございます。

○榊屋委員 そうすると、わかりやすく説明して
いただきたいたのですが、このネットワーク研究会
の報告書で出されたデータベースの結合、これは
行政情報でもしないようしようということであ
りますが、それは貫かれていくということでは
いんですが、本当に、もう一回ちょっと。

○鈴木(正)政府委員 本人確認情報の提供を受け
た国の機関等でございますが、それにつきましては
は、研究会の考え方は貫かれておりまして、デー
タマッチングをしてはならないということござ
います。

○榊屋委員 わかりました。ちょっとそれは、も
う一回詳しく確認をさせていただきたいのです
が、もう一回ここで確認しておきたい。
局長、それは、データマッチングはない、

できないというところは、法案の条文としてはどこにきちんと書いてあるわけですか。もう一回教えてください。

○鈴木(正)政府委員 個人情報、本人確認情報の提供を受けた国の機関等でございますから、三十条の三十四で、受領者というのは国の機関等ですが、「当該事務の処理に個人確認情報の提供を求め、当該個人確認情報の提供を受けるもの」として、当該事務の処理に必要範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供することとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。」このように定めを置いております。

○榊屋委員 ですから、データベースの結合はできないということですね。私は、ここは一番大事な部分だろーと思っていて、お役所に対して国民が本当に信頼を置いていけばいいわけでありまして、けれども、こういう時代、国民がお役所をどれぐらい信頼をしているかというと、私はなかなか厳しい状況があるだろうと思うわけでありまして、我々の知らないところでさまざまなデータが、データベースで上がります。

これは、データベースのマッチングというのは本当に見やすい話でありまして、住民票コードが一つできたことによつて、考えようによつてはありとあらゆる作業ができるわけでありまして、私も役人の端くれをしておりましてからわかるのですが、もうこのデータベースとこのデータベースを絶対ひつづけた、のだから手が出るほどひつづけたと思うのですよ。その力というのは間違いない加わってくる。それは大臣おっしゃったように、役人でありまして、最初から悪いことをしようなんて思っているわけじゃないのです。住民のサービスを向上するためには、この情報はひつづけた方がいい、データベースをつくった方がいいというふうな絶対思っているわけでありまして……(発言する者あり) やった本人が、いや、私はそういうことをしておりませんけれども、そういう役人の、現場で仕事をされる皆さんの力

学というのは、本当にそういうふうな働くだろう。したがって、今の話は絶対に法律で禁止されているということでありまして、一応は安心するわけでありまして。

ちよつと言葉をかえて、違つて観点でお聞きしたいと思ひます。

もう一つは、やはり心配なのは民間ですね。民間の、特に金融機関あたりにこのデータベースが流れると本当に大変なことになるわけでありまして、特に金融機関、ここへ流れば九割になるといふふうに思っているわけ、これは民間は利用を禁止されております、住民票コードを利用したデータベースを作成してはならないというふうになつていますね、民間は。

逆に言うと、私は行政機関はできるのじゃないかと思つたのですが、今の御説明では、行政機関もデータベースをつくることはできないと。本当に何度も確認して申しわけないのですが、住民票コードを利用して行政は、どこの部分であらうと、国であらうと都道府県であらうと市町村であらうと、データベースをつくれないうことですね。このように理解していいのですか。

○鈴木(正)政府委員 市町村などが、それぞれの行政主体が法令で定められた事務処理を行うに当たつて、本人確認情報のいわば電子計算機処理を行うことが事務処理の効率性の観点から適当でありまして、その前提として、住民票コードを内容とする本人確認情報をデータベース化する必要があります。この場合においても、本人確認情報の目的外利用が禁止されておりますので、法令で定められた事務処理以外の目的のために住民票コードなどの本人確認情報をデータベース化することは認められない、禁止されている、こういうことでございます。

○榊屋委員 繰り返しの質問で申しわけないのですが、これはどの設備投資をして、ある意味では逆に、データベースをぜひつくりたいというふうな思い、さつき申し上げたような気持ちで働くわけ、本当に大丈夫かなと。国、都道府県、市町

村を通じてそれはないということであればそれで安心をするわけでありまして。

私、何でもこんな質問をしておるかという、今の現場での個人情報の流出事件というのはさまざまあるわけでありまして、現実の企業活動において、個人情報収集活動というのはさまざまにものがあるわけですね。我々の想像をはるかに超えた、名簿屋といふことも、さつき名寄せという話もありましたけれども、それはもう大変な勢いでありまして、当然ながら、行政の持つてゐるデータベース、これをいかに手に入れるかということ、これからこの制度が始まれば、恐らくそこがそうした分野の大きな関心事になるのではないかと、私はこう思つてゐるわけでありまして。

今まで、どうでしょう、市町村の不祥事、住民票がばさつと外へ漏れてしまつたというふうなことが、事件は幾つか私は新聞情報で聞いているのでありますが、そうした事件というのは今までに何度かありましたでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳の関係で、最近において、情報漏えいというんですか、それに関係する不祥事でございますが、平成六年に、ある市におきまして、廃棄すべき旧聞覧用の台帳の管理不徹底のためにコピーが外部へ流出した事件が発生しております。また、平成四年に、ほかの市でございまして、聞覧時の監視体制の不備によりまして、聞覧用のマイクروفイルムが聞覧の最中に外部へ持ち出される事件が発生をいたしております。

○榊屋委員 最近はその二件ぐらいですか。

○鈴木(正)政府委員 主に大きいのはそのように承知しております。

○榊屋委員 小さいのまで伺いたいところでありまして、外部に漏れてどこへ流れたか、教えていただけたらいいですか。平成六年、外部にどのぐらいの量が漏れたのか、どこへ流れたのか、教えていただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 平成六年のケースでございますが、マスコミの方が市役所の方に來られて、

聞覧用の住民台帳のコピーと思われる紙を数十枚、さらにもう一枚が提示されたというところで、調査の結果、外字の特徴から、その市の電子計算機によつてデータベース化された住民台帳のコピー、こういうふうな判明したということでございます。ちよつとデータ量等はわかりません。

○榊屋委員 また後日でも結構です。事件の概要も知りたいと思つてゐるのですが、恐らく私は、これは外部の名簿業者あたりに流れたのではないかと。やはり流れるのはもととニーズがあるから流れるわけでありまして、必死になつて企業活動ではこうしたものを求めているということがあるわけですね。

大臣は本会議の中で、本当に罰則等も重たくしている、こういう御説明もありましたけれども、この制度が始まれば、住民票コードをいかにして手に入れるかと必死になつてゐる者がいる、ねらわれてゐるんだという認識のもとに私たちは仕事をしなきゃならぬと思つてゐます。

既に最近でも、結構大きいものでも二件ぐらいの流出事件があるということでありまして、今度はオンラインでみんなつながつてゐるわけでありまして、よその情報を全部とれるかどうかかわりませんけれども、どこかに一つ穴があれば全部流れちゃうんじゃないかという心配もするわけでありまして、それをねらつてゐる人は必ずいる。そのねらつてゐる人たちの技術というのは我々の想像をはるかに超えたものを持つておられるということがあるわけでありまして、大変に私はその辺を危惧します。

それで、もう一つ確認しますが、民間機関において禁止されているのは、あくまでも他へ提供するためのデータベースをつくつちやいけませんよと、自社内部でデータベースは幾らでもつくつてもいいわけですね、手に入つたものは。外へ出ない限り、流れない限り、表に出ない限りわからぬわけでありまして、私は本当に、まさにブラックの世界でどんなことが起きるのか、大変に心配をするわけでありまして。

もう一つ確認ですが、今回、各市町村の現場を考えると、既に九〇％以上電算化をされているという説明は何度も受けているわけですが、既に電算化されたシステムが各市町村にあるわけであり、それに今回新たな、全国統一といえますか、四情報プラス住民票コードの住民票ネットワークシステムが加わってくるわけでありまして、これは各市町村の現場では完全に分離をされるということで理解していいですね。

市町村が今まで自分のところで住民票のデータベースをつくって、しかもOA化している、電子計算化しているところについては、今回の仕組みが入ってくると、そこは別に分けてうまくできるでしょうか。ちょっと具体的な御説明を、概略だけで結構です。

○鈴木(正)政府委員 このシステムは、それぞれの市町村の既存の住民台帳システムと全国ネットワークの間にコミュニケーションサーバーというものを新設いたしました。それを介して全国的にネットワークするというものでございます。

住民基本台帳システム、市町村のものには本人確認情報以外のネットワークで使用する個人情報は最大限考えまして、既存の住民基本台帳システムと各市町村のコミュニケーションサーバーと直接接続しないという方向で検討をいたしております。

○榊屋委員 まさにコミュニケーションサーバーというものが極めて大事になってくるだろうと私は思うんですが、住民票コードを新たに導入するわけでありまして、今までそれぞれ市町村がやりになっていた住民票のシステム、これも当然ながら市町村としては、恐らく今まではID番号はほかのものがあると思いますが、それを変えたいと思うんですね。そうすると、どこかで接続した方が一番見やすいわけでありまして、それには、別々にやるということですか、行ったり来たりはうまくいくんですかね。

たりはうまくいくんですかね。

(山本(公)委員長代理退席、委員長着席)
○鈴木(正)政府委員 技術的なお話になりますが、ファイアウォールをかぶせた上で、技術的に遮断する仕組みをかぶせた上で、基本台帳システムとコミュニケーションサーバーとは、ある時期にそのデータの、四情報プラスコード付随情報をコミュニケーションサーバーに保有させる、こういう仕組みでございます。

○榊屋委員 だから、それはつなぐということじゃないですか。その時点ではつなぐわけですね。何かのセキュリティの仕組みはかませるけれども、一時期はつなぐということでしょう。

○鈴木(正)政府委員 ファイアウォールという遮断の仕組みをかぶせた上で、付加した上で、それをつなぎますが、直接接続という方式ではない、こういうことでございます。

○榊屋委員 時間があつたらもうちょっとやりたんですが、ファイアウォール、僕はちょっとそこまでコンピュータに詳しくないんですが、具体的にはどうするんでしょうか。ラインで結ぶわけじゃないんですね。ここにいらっしゃる人、皆さんわかっておられるのかな。皆さんわかっておられれば結構なんですが、私がわからぬものであります。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳のシステムとコミュニケーションサーバーとの、流れるときに、いわゆるバムのようにせきとめる仕組みをつくりまして、それで何重にもそのほかのデータがでないようにするシステムでコミュニケーションサーバーに本人確認情報を保有させる、こういうことでございます。

○榊屋委員 余り小さいシステムまでここで議論するつもりはないのでありますが、しかしつなぎの部分というのは、大臣、コンピュータで一番怖いのは通信ですから。通信というのはよくわからぬのです。私もわからぬのです。自分でコンピュータを使いながら、インターネットを初め通信となると全くわからなくなるわけでありま

す。

私は、ここにいらっしゃる方々もそうでありますが、ぜひその辺の部分は現場で、しかしこういうものはまだないわけですから、できれば、デモといえますか、こうしたシステムがもし参考に見られるようなところがあれば御紹介いただきたい。我が委員会でも、そうしたものはしっかりこの目で確認しないと、少なくとも我々素人から見てもこのセキュリティは大丈夫だ、こう思えるようにならぬと、今のその部分が、さっきの話じゃありませんが、ある役場で、役場が市町村がわかりませんよ、市町村のかわかりませんが、ばさつとなくなったと言っておるわけですから。

そういうことがこの移行期に行われたら、大変な情報が漏れるわけでありまして、ぜひそういうところがあれば、委員長にお願ひしておきたいのですが、その辺もなかなか、我々が理解できるもので一回見た方がいいのではないかと、また理事会等でお諮りをいただきたいと思っております。よろしいですか、委員長。場合によってはデモぐらい見るといふような活動もされた方がいいのではないかと。理事会でまた検討いただきたいと思います。

○坂井委員長 理事会で話題にしてください。

○榊屋委員 さてそれで、時間がなくなつてまいりましたので、今度は現場の市町村の立場から今回のこの改正をどういうふうに見るのかという問題であります。今回はいろいろな議論がなされていきますが、せっかく現場でやっているものを、国でばさつと一つの住民票コードというのを決めて、上から全部押しつけてしまふんじゃないか、こういう印象を受けている感もあるわけでありま

す。この点については、大阪府の高槻市議会から提出された意見書では、地方からオンライン化を求める要望が上がっていないんじゃないかというように指摘もあつたようでありまして、地方自治体にも説明がない、これはどうの大きな改革に当たって十分な説明がないという声もあるようでありますけれども、こうした実態をどのように把握してお

られるのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 地方団体からの要望あるいは意見でございますが、全国市長会からは、平成九年十一月に、ネットワークの整備を推進するため早期に住民基本台帳法を改正するという要望をいただいております。また、全国町村会からは、平成九年の十二月に、法改正を早急に行い、制度転換を図るの要望をいただいております。全国知事会からは、平成九年三月に、住民基本台帳ネットワークシステムについては、住民サービスの向上、行政の効率化、高度化に資するものとの御意見をいただいております。

また、地方団体からの意見聴取でございますが、先ほどのネットワークの研究会には、地方団体の実務者、市区町村の担当課長さんにも入ってもらつております。また、懇談会の際には、地方公共団体の長にも御参加いただいて、意見をお聞きいただいております。

また、これまで基本台帳法の一部改正試案というものを平成九年六月に公表、あるいは平成十年の二月に法律案の骨子を公表いたしました。また、三月には、国会に提出した法律案の参考資料など、これらを都道府県を通じて市町村へ配付し、また各市町村の首長さんあるいは議長さんに対しては、法案の概要を直接送付して紹介をいたしております。制度の概要につきましては、各市町村においても十分御理解いただいております。

また、一部の市町村におきまして、最近住民票の写し等の広域交付あるいは地域カードシステムについての検討がなされているところでございますが、全国的な広域交付あるいはこのネットワークシステムの稼働時期といったことの関係もありまして、限られた市町村同士での広域交付の実施あるいは地域カードシステムの導入というものをちょっと様子を見ておられるというところで見合せている団体が出てきておられる、そういう状況でございます。

平成十一年四月二十日

○榊屋委員 今も話がありましたけれども、全国市長会あたりからもその要望が出ていたということとありますが、今の御説明の中で、住民票の広域交付ということはやろうと思ったけれども見合せているところがあるという話でありましたけれども、既に今の住民票コードがないこの時点で、共同で広域で広域交付、広域の住民票の写しの交付というのはもうやられているところがあるということですか。もしその辺の情報がありませんたら、詳しく教えていただきたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 非常に限られた市町村同士で、例えば一部事務組合という形をとって、そこで広域的な住民票の写しの交付ということで住民の方の要望にこたえているというところはあります。

○榊屋委員 今回のシステムの最大の売りは広域で住民票の写しの交付が受けられるということとありますが、既に現在でもやられているところがあるということと、私も認識を新たにしたのでありますが、何もこのシステムがなくても、やろうと思えば、今は一部事務組合、こういう話がありましたけれども、そういう知恵も出せる、やろうと思えばできたんだということとあります。もちろん、今回のこの仕組みが動き出している以上、その様子を見ているという状況もあるものであります。ところが、ちょっと認識を新たにいたしました。それからもう一点、財政的な問題であります。

○榊屋委員 今回の新しい仕組みが導入されることによって、また導入のときの経費あるいはランニングコストについて市町村の負担があるのではないかとということもあるものであります。こうしたソフト開発あたりは、先ほどから、介護保険のシステム開発だけでも大変なお金がかかるという話がありました。その辺は市町村が一番心配をされます。住民基本台帳の事務は現行でも一応地方交付税で措置されるというふうに私は理解をしておりますけれども、設備投資さらにはランニングコスト、それから都道府県、今回は県が新たに入ってきますね。県が入ってきて、県

が指定情報処理機関、処理センターに委託をするというような経費が新たに必要になるわけですが、ここはこの制度が改正された際には交付税できちっと措置をされるというふうに理解していいですか。

○鈴木(正)政府委員 お話のように、このシステムに関係する事務は都道府県及び市町村の事務というところでございまして、それに要する費用は都道府県、市町村の負担となるものでございます。自治省といたしましては、本法律案が成立した段階におきまして、それぞれの地方団体がこのネットワークシステムの構築に円滑に取り組みができるように適切な財政措置を図っていくということで検討してまいりたいと考えております。

○榊屋委員 先ほどから、九〇%以上のところが既に独自のコンピュータシステムを導入してあるわけでありまして、今回が全国共通の仕組みに入れられる、それで本当に手戻りになったりむだになったりするようなところはないのかなというのは大変私も心配をしておるのですが、そこはつぎにこれからの検討していきたい、こんなふうに思っております。

さてもう一点、ICカードの問題であります。これもしつかり議論をしたいと思っているのですが、私自身もICカードを現場で導入する仕事をすることがあります。何度かしかけたけれども、ことごとく、成功したとは言いがたい状況であります。

雲市は大変にこのICカードで大成功し、住民の利便が大変に向上したという実態になっているのかどうかというところ、ちょっと首をかしげて一人でありまして、ICカードの市町村行政の利用状況、さらには本当に成功しているのかどうか。新しい仕組みを今回仕込まれるわけでありまして、その辺は自治省としてはどういうふうな認識しておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○香山政府委員 お答え申し上げます。ICカードについてでございますけれども、自治省の情報政策室というところでコミュニティネットワーク構想というのを進めておりまして、その柱の一つといたしまして、ICカードを使っただ地域カードシステムの標準的モデルというのを作成して、市町村に普及するというような事業も行っておりますけれども、平成十年の四月現在で、この地域カードシステムというのを導入された地方団体が十三ございます。それから、その他独自のシステムを開発された市町村が十四はございまして、現在、ICカードが行政に活用されておるといふのは二十七団体という状況でございます。

率直に申し上げまして、いまだこのICカードの行政への活用というのにはしりの段階というふうに申し上げるべきでございます。華々しい利用状況とは申せませんが、私どもの地域カードシステムによって発行されたカードの枚数は現在十六万枚になっておりまして、前年度に比べて二万枚、一昨年に比べて五・三万枚というような形でございまして、導入いたしました市町村では着実に増加が図られておるといふふうに考えております。

今出雲市の例をお引きになりました。出雲市の場合、御承知のとおり、平成五年から児童カードというのが運用開始をいたしました。約九千四百人にカードが配られております。それからまた、平成九年からは、十八歳以上の方を対象とする市民カードというものが運用されて、これ

は五千五百人に今カードが発行されているという状況でございます。救急情報の照会とか健康情報の管理等に利用可能なほか、住民票の自動交付、こういったものに利用ができるような状況になっております。これは率直に申し上げまして、成功しているかどうか、私も申し上げにくいところがありますけれども、市の担当者等にお伺いいたしますと、思いのほか利用者が広がっている、そういう状況にあることも事実でございます。

いずれにいたしましても、このシステム、普及定着するに従いまして、窓口事務だけではなくて、保健、医療、福祉、救急とか、そういった利用分野が広がれば広がるだけ値打ちが高まってくるというふうなものでございまして、私ども、地方団体の積極的な取り組みをこれからも支援していきたいというふうに考えておる状況でございます。

○榊屋委員 今のお答えは大体私の認識と同じであります。はしりと云われた部分はちょっと私と認識が違いますね。はしりどころではない。ICカードというのは何年も前から、私がまだ役人をしておる時代でありますから、国会議員になっただけでも五年です。その数年前です。十五年ぐらい前の話であります。十五年ぐらい前からこのICカードは、その辺ははしりです。今もう走り終えています。走り終えて、十三、十四で足して二十七で十六万。

私は、ICカードというのは、さっき政務次官の話を揚げ足を取ったように恐縮なのですが、セーフティネットというぐらい胸を張って言われるような、多分この部分はICカードのことではないかと思うのです。だが、そんなことではないのか。私に言わせると、走り終えているICカードが、今から皆さん方自治省が穴をあけられるわけでありまして、全国三千三百の市町村でやろうと思えばできる穴をこれもあけられるわけでありまして、扉は開かれるわけでありまして、セーフティネットと言える

ぐらい何か見えてきているのかという、私はなかなか難しい問題があるのではないかと思うのですが、重ねて将来をお聞きしたいと思います。

○香山政府委員 お答え申し上げます。
なかなか難しいお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、ICカードというのを使いますと、これは要するに、非常に偽造が難しいとか、情報を読み取りにくいとかいう高度のセキュリティ機能を持っておりまして、また何よりも大きな記憶容量を持っておりまして、ことによりまして、保健、福祉、医療、さらには通常の日常の行政サービス、あるいは民間サービスとも連携したような形で、幅広い大きな行政サービスの向上あるいは住民の利便の向上というのが図られるという問題だと考えております。

私もこのような形で地域のカードシステムをつくる場合、これはあくまで地方公共団体がその気になって、自分たちの扱うサービスのどこまでをこのカードに統合していくかということになるわけであります。その自主性をあくまで尊重するわけでありますけれども、私どもとして、そういう地方団体の取り組みに対して少しでも呼び水になりますようにということで研究会等もつくりまして、これは自治省だけでなく、専門技術者、あるいはこの分野で特に大きな活躍が期待できます厚生省の分野の担当の方々にも参加いただきまして、例えば厚生省が開発したシステムとこういう形を統合できるようなものにできないか、そういう研究もいたしております。

そういう形で、地方団体に對して、ICカードという形の行政サービスの活用といえますか、発展が期待できるように努力していきたいというふうに考えておられる状況でございます。

○榊原委員 午前中の自民党の議員の方の質問の中に、本間に便利でなければ広げられない、便利でなければ使われないという話もありましたけれども、私もそのとおりでありまして、果たして、これが本間に夢を描くようなセーフティネットに

つながるものなのかどうなのかということは、今までの経緯からするとなかなか難しい問題がある。以上に、国民から見ると、それこそ国内のパスポートを持たされている、こんな印象を与えるわけでありまして、そこに本間に扉を開く価値があるのかどうなのか、これはしっかり議論しなければいかぬと思います。

少なくとも私は、一つの視点としては、これは県をしっかりとまかななければだめですよということとを申し上げておきたいと思っております。なぜここまで広げられないのかというところは、委員、市長、これは我々、この委員会も、出雲市なら出雲市へ、行く時間がなければ来ていただいても、やはりしっかりと現状を、なぜ広げられないのかということとを把握しておく必要があるだろうということをお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、知久馬三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬でございます。

一番最後になりました。皆さん大変お疲れのことと思っております。最後までのおつき合いをよろしくお願いたします。

ただいま先輩の先生方の御意見を聞いておりましたら、ますます本間にこの住民基本台帳というものが大変な、本間に重要な法案だということとを身をもって感じておられるところなのではないかとこの件につきましては、私も本会議の方で質問させていただきまして、私ども本会議におきまして、重ねて質問させていただきたいと思っております。

今回の住民基本台帳ネットワークシステムをつくることを内容とする、住民基本台帳法の改正を検討するに当たって大事なことは、何といたしても、市民にとってどのような社会的公正や市民的利益が確保されるかという視点だということとを考えるわけでございます。

自治省は、ネットワークシステムをつくることによって、住民票の写しの広域交付や転出転入手

続の簡素化など、国、地方を通じて行政改革、住民の負担軽減、サービス向上を図るためのさまざまな活用ができると思っております。しかし、このような効果は必ずしも住民基本台帳の高度化、ネットワーク化の必要性を絶対化するものとは言えないと考えるものでございます。先がたもありましたけれども、初期費用四百億円、年間二百億円が必要とされておりますが、この費用及びランニングコストが市民の社会的公正や利益の確保にとって十分コスト的に見合うものということが言えないのではないかと思っております。

それで、先がたもありましたけれども、これは将来的にデータの結合など全く考えていないというところなんでしょうけれども、そういうことであれば、本間に費用そのものがむだではないかなということをお考えいただけます。行政のメリット、それから住民の利便性の向上などを計算されておられるようですが、さらに厳密な検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 このシステムを導入する場合のコストとメリットということについて、さらに厳密な検討をというところでございます。

先ほど申し上げましたように、一定の仮定のもとで数値化可能なものを試算した場合に、行政側で毎年約二百四十億円、住民負担の軽減として二百七十億円を見込んでおるところでございます。コストに見合う効果があるものと考えております。

また、一層厳密に効果を試算することについては、このシステムを導入する効果としては、例えば、恩給とか労災、共済年金の過払いが防止可能となるとか、それから先ほどお話が出ました、市町村等が住民基本台帳カードを活用して独自に福祉とか保健とか医療とかそういった各種行政サービスに活用できるとか、あるいは大災害等が生じた場合に、市町村の住民基本台帳コンピュータがダウンした場合に四情報によりましてバック

アップができるのか、そういうものがあります。なかなかこれらは数値化することが難しいものでございまして、そういった全体の効果というものを厳密に試算することはなかなか難しい面があることを御理解いただきたいと思います。

○知久馬委員 ちょっと聞き落としたのでございます。市町村の関係で二百七十億円減額になるということを言われたのですけれども、もう一度その点について、どのようなことであつたか教えていただきたいのです。いろいろな窓口業務等のあれで二百四十億円。それから、先がた鶴岡先生への回答の中にそういうことが出てきましたね、二百七十億円。その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 住民サイドの方のベネフィットという効果につきましては、例えば、転入手続が簡素化されますので住民の方の手続時間が省略されてくる、また、住民票の写しが広域交付ですと近いところの市役所に行けるということとで手続時間が省略できる、また、住民票の写しの交付が省略ということとで行かなくてもよくなる場合があるもので、そういう時間の省略といったものを平均の人員費等を頭に置まして一定の仮定で計算をいたしますと、住民サイドの効果として約二百七十億円が見込まれる、こういうことでございます。

○知久馬委員 大体わかったようなわからぬような感じですが、本間は住民はやはり出なければいけない場合もあるわけなんです、幾らそういうことにしても、それはいいです、私の勉強不足かもしれません。

次に、私自身も小さい自治体の中で経験したわけなんです、現在の住民基本台帳の制度が、個人情報保護の保護に関していかに無防備かということに本間に感じます。この間もちょっと地元の方に帰って、いろいろこの件について話したのでございますけれども、住民票がひとり歩きするんじゃないか、何か知らない間に住民票が、いつの間にかどこかに資料に出てしまっていると言つて、私のめい

だったのですけれども話をして、非常に憤りを感
じておりました。

そのようなことで、今後、このような形で改正
されて一連の番号ということになれば、本当に大
変なことだということを非常に思っております。

本人確認の四情報は、住所、氏名、生年月日、
性別ですね、市町村の固有情報であり、その所有
権は市町村に、究極的にはもちろん住民にもあり
ます。したがって、コード化、ネットワーク化に
よるいかなる不利益も住民に対して及ぼしてはな
らないということは大前提でございます。

そこで、本人確認情報の利用範囲について質問
いたします。

一つには、自治省は、利用範囲を法律の別表で
定め、民間利用は禁止とされています。しかし、市
町村や都道府県において、三十条の六、七、八
に、条例に定める事務が挙げられております。

私は、条例の制定によって自治体が個人情報
の利用を拡大していくことについては当然一定の制
限があると考えます。とりわけ警察や検察、自衛
隊等、権力執行を持った行政機関への利用につ
いては制限されてしかるべきだと考えますが、自治
大臣に明確な御答弁をいただきたいと思いたす
で、よろしくお願いたします。

○鈴木(正)政府委員 このシステムにおきまして
は、都道府県についてでございますが、都道府県
がその事務を行う際に本人確認情報をみずから利
用する場合、また、他の都道府県または市町村が
その事務を行う際に本人情報を提供するというこ
とが想定されるわけですが、各都道府県は、住民
基本台帳の趣旨を適切に踏まえた上で、住民の代
表で構成される都道府県議会において条例が定め
られた場合に限り、その条例で定める事務の処理
のために本人確認情報を利用したり提供したりす
ることができると、このようにいたしております。

○知久馬委員 それと、三十七条の二項では、国
の行政機関の所掌事務についても資料の提供を認
めていますが、これはあくまでも統計資料の作成

に限定されていることを確認しておきたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 御指摘の改正法第三十七
条第二項におきましては「国の行政機関は、その所
掌事務について必要があるときは、都道府県知事
に対し、保存期間に係る本人確認情報に關して資
料の提供を求めることができる。」と規定されて
おります。

御指摘のとおり、国が統計資料を得ようとする
場合を想定しているものである、このように考え
ております。

○知久馬委員 今お答えがありましたように、そ
の枠は出ないということなんです。その枠は出
ないということですね。

今回の最も重大な問題は、このシステムが、住
民票コードを各府県共通の個人認識番号として使
用することにより、将来、すべての行政機関をオ
ンラインで結ぶことによってデータマッチングの
危険性が生まれてくることにあると考えておりま
す。

今回の改正により、出生と同時に単一の番号が
つけられ、その人が全国どこへ移転しても、ある
いは姓を変更しても変わらない番号となるという
ことなんです。各行政機関がこの番号に統一し
たり併用したりすることは十分考えられます。ま
た、この番号によって他の行政機関が保有する情
報にアクセスして、さらに情報を結合することも
起こり得ると考えられます。そういう意味で、こ
の住民票コードは情報結合のマスターキーの役割
を果たすこととなると思うのであります。

改正案では、行政機関等は受領した本人確認情
報を法律で定めた当該事務以外の目的には利用し
てはならないと規定していますが、法律で規定す
ればデータマッチングも可能となります。違反に
ついては罰則もなく、国民に中止請求権を与える
システムともなっていないと考えますが、御見解
をいただきたいと思います。

先がたも言いましたように、本当にデータマッ
チングしないのかどうかを確認しておきたい

と思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

○野田(毅)国務大臣 今回の改正法案におきまし
ては、今御指摘されましたように、都道府県それ
から指定情報処理機関または本人確認情報の提供
を受けた国の機関等は、法令で定められた目的以
外の目的のために本人確認情報の利用または提供
をしてはならないということにしてあるわけでご
ざいます。

本人確認情報の目的外の利用、提供の禁止とい
う規定によりまして、今後とも、法令で規定され
た目的を超えたデータマッチングまたはデータ
マッチングのためのデータ提供自体が本人確認情
報の目的外の利用、提供に該当するわけで、これ
は規制されることになるわけでありまして。

今、そうはいっても、新たな立法措置をやれば
できるようにするのではないかと御指摘がござ
いました。しかし、ここは立法府でございまし
て、立法府の意思によってどういうことをお決め
になるかというのはまさに立法府の判断によるこ
とであって、今回の改正法案に基づいてそういう
ことができるような仕組みにはない、まさに立法
府がお決めになる世界であって、これはどの歯ど
めはないのではないかとこのように私は思ってお
ります。

○知久馬委員 大変よくわかりますけれども、先
がたも言いましたように、本当に四情報だけでし
まわれるものかどうかというのを私はやは
り不安に思っているというのをいま一度言
わせていただきたいと思います。

次に、住民基本台帳カードについてお尋ねしま
す。

カードについては、個人が自己情報をコント
ロールする権利の観点から、カードの所持の任意
性、カードの様式の選択権、すなわちカードの表
面記載情報の選択、情報付加についての拒否権な
どを保障することが必要です。特に、顔写真つき
カードは顔写真そのものが重要な個人情報である
と思うのでございます。そのプライバシーの保護
にも万全を期さなければならぬと思うのであり

ます。

自治省は、カードの未発行や所持、不提示な
どに対する差別的な取り扱いや不利益が発生する
ことはないかと再三にわたって明言されていま
すが、果たしてそうなのでしょうか。

カードがあれば窓口で読み取り機により直ちに
本人確認が可能になり事務手続が円滑に行われる
ことから、カードを持っていない人が行政サビ
スで優先されることは簡単に想像できます。その結
果、住民心理としては、持っていない人は不利益
を避けるためにカードを申請することになりま
す。このことは、言われるような任意ではなく、
事実上の義務づけと同じことではないかと思
うのであります。その点についてもどうお考えか。

それから、カードの活用でも自治体独自の活用
範囲に明確な定めがありません。したがって、条
例で定めさえすれば健康診断の記録や血液型、生
活保護や介護サービスの受給関係の情報など、先
がたから出ていますけれども八千字とも言われる
ICの記憶領域を活用しようとするところになり
ます。これが自治体から他の自治体へ、そして全
国共通様式へ、民間病院の利用もとなると、まさ
に個人情報利用の民間利用となり、無制限な利用と
なっていくのではないのでしょうか。この点につ
いて大変危惧に思っているところですので、どう
お考えかをお伺いしたいのでございます。よろし
くお願いたします。

○野田(毅)国務大臣 住民基本台帳カードは、任
意で請求した者にのみ発行されるものでありま
す。発行や携帯を義務づけられないものでありま
す。また、このカードの交付を受けない場合でも
従来どおりの行政サービスを受けるというの
は当然のことです。したがって、制
度上も実際上もこのカードの発行や携帯を義務づ
けられないということにはならないと考えており
ます。

また、市町村が住民基本台帳カードを用いて独
自の住民サービスを行うという場合には、おきま
しても、四情報や住民票コード以外の市町村独自の

情報を住民基本台帳カードに記録してそのサービスを受けるかどうか、これはあくまでも住民の任意の判断にゆだねられておるものであります。

○知久馬委員 ありがとうございます。

それで、最後ですけれども、本会議でもお尋ねしたわけなんですけれども、個人のプライバシー問題に着目してその保護に努めてきた地方自治体は少なくありません。先がたも質問の中にあつて重複すると思いますが、個人情報保護条例を設けている自治体はさつきもありました千四百七団体、それから規則や規定などにより個人情報保護対策を講じている自治体を含めると二千二百七十三の団体で、全国の六八・六％にも及んでいます。中央官庁などのオンライン接続の禁止を定めている自治体も、さつきもありましたが五百六十五団体を数えております。それは少し少なくなっているということをごさいましたけれども、まだこれだけの団体があるということです。

選挙人名簿登録や国民健康保険など、多くの行政事務の台帳が住民基本台帳へと一本化され、コンピュータ化も進みましたが、日本の行政の現場では、部落差別や民族差別など、個人のプライバシーをめぐる問題が日常的に起こつてまいっております。経済的に見れば非効率と思われるオンライン接続の禁止措置も、結婚や就職など、住民にとって重大な局面で個人情報をめぐるトラブルがもたらした深刻な結果に対して、多くの自治体でこのようなことが努力してつくり上げられたと思ふのであります。

政府は、行政の情報化の推進の名のもとに地方自治体に対してオンライン接続禁止の見直しを求めてきましたが、こうしたプライバシー保護にかかわる全国の自治体の努力に対してどのように評価されておられるのか、その見解を承りたいと思ふいます。また、この法律と条例の関係についても明らかにしていただきたいと思ふのでございますが、その点をどうぞよろしくお願ひします。

○鈴木（正）政府委員 個人情報保護の重要性の認識の深まりにつれて、個人情報保護条例の制定団

体が毎年度増加している、このように考えております。

それで、条例との関係でございますが、この法律案においては、四情報と住民票コードなどの住民票の情報を市町村から都道府県などにオンラインで送信する、こういう規定を置いておりますが、条例においてオンライン接続を例外なく禁止している場合には、基本的には条例の規定を整備していただくということが適切であると考えております。

たとえ条例が改正されなかった場合であつても、この住民基本台帳法に基づく規定によりまして、これらの情報の送信に限りましては条例上のオンライン接続禁止は解除される、このように考えております。

そのほかの個人情報の厳格な保護措置というものが条例の規定の中にございますが、そのほかの部分につきましては従来どおり効力を有するものでありまして、条例そのものはなお有効である、このように考えております。

○知久馬委員 時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十一分散会

平成十一年五月十一日印刷

平成十一年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局